

令和 6 年 度 図 書 館 要 覧



新座市イメージキャラクター「ゾウキリン」

新 座 市 立 図 書 館

新座市立視聴覚ライブラリー

ご利用にあたって

- 1 この要覧は、新座市立図書館の概要及び基本的な統計を収録したものです。
- 2 収録年次は令和５年度ですが、新座市の概要、図書館の概要及び組織については、直近の状況を掲載しています。
- 3 要覧の内容は、おおむね前年度の要覧を基礎にしていますが、今回新たに収録したものや廃止したもの又は変更した箇所もあります。
- 4 符号の用法は、次のとおりです。
 - 「0」…単位未満
 - 「-」…該当数字なし
- 5 基準時は、次のとおりです。
 - ・ 令和５年４月１日～令和６年３月３１日
 - ・ 令和５年度…会計年度
- 6 この要覧内の表において、施設名等を以下のように表記することがあります。

	施設名（正式名称）	略称・別表記
①	新座市立中央図書館	[本館]
②	福祉の里図書館	[里]
③	栗原公民館図書室	[栗原]
④	西堀・新堀コミュニティセンター図書室	[西コミ]
⑤	大和田公民館図書室	[大和田]
⑥	中央公民館図書室	[中公]
⑦	新座団地図書室	[団地]
⑧	上記③から⑦までの図書室全て	5分館 分館（5館）
⑨	サービススポット	SS
⑩	東北コミュニティセンター（サービススポット）	東北コミセン、[東コミ]
⑪	栗原5丁目図書サービススポット	ビブリア、[ビブリア]
⑫	展示	展

- ◎ 要覧は、図書館ホームページでもご覧いただけます。
URL：<https://www.lib.niiza.saitama.jp/>

目 次

I	新座市について	I
II	重点施策と主な事業実績	
1	令和5年度新座市教育委員会教育行政重点施策	I
2	主な事業実績	I
3	定例又は通年事業	4
	<図書館の部>	
III	図書館の概要	
1	市内の図書館	5
2	貸出の対象	5
3	資料の貸出数量・貸出期間及び所蔵館	5
4	休館日（又は開館日）・開館時間及び資料貸出以外のサービス	6
	(1) 中央図書館・福祉の里図書館	6
	(2) 分館	6
	(3) サービススポット	7
5	返却用ブックポスト設置場所（図書館・分館以外）	7
6	市内図書館地図	7
IV	組織	
1	組織図	8
2	図書館協議会委員	8
3	職員配置表	8
V	資料の所蔵状況	
1	資料の種類別所蔵状況	9
2	言語別外国語資料の所蔵状況	9
3	十進分類別所蔵状況（総数） [一般書・児童書・絵本]	10
4	点字図書及び録音資料等の所蔵状況	11
5	蔵書の増減状況	11
VI	利用状況	
1	地区別登録者数	11
2	資料の種類別利用状況（個人）	12
3	検索用コンピュータ（貸出機能付き）による館別貸出冊数（団体も含む。）	12
4	十進分類別利用状況（個人・団体・相互貸借）	12
5	分館の利用状況（個人）	13
6	過去5年間の利用者数・貸出数・予約件数の推移	14
	(1) 中央図書館・福祉の里図書館・5分館・サービススポットの推移	14
	(2) 分館（5館）の内訳	15
	(3) サービススポットの内訳	16
7	団体利用状況	16
	(1) 利用団体数	16
	(2) 利用状況	16
8	リクエスト件数	17
	(1) 受付場所別	17
	(2) 受付場所別（分館）	17
	(3) 申込方法別（受付館統計）	17
9	レファレンス（参考調査）サービス件数（中央図書館）	17
10	複写サービス件数	17
11	朝霞地区4市の相互利用状況（登録者数・市別利用・貸出状況）	18
12	相互貸借状況	18
13	インターネット閲覧サービス利用状況	18
14	参考資料室及び学習室利用状況（中央図書館）	18
15	にぎ電子図書館利用状況	18

Ⅰ 6 主要指標	19
Ⅶ 事業実施状況	
Ⅰ 実施状況一覧①	20
Ⅰ 実施状況一覧②	22
2 フェスティバル実施結果	23
(1) 子ども読書フェスティバル	23
(2) 秋の読書週間フェスティバル	23
3 障がい者奉仕事業	23
(1) 学習会	23
(2) 障がい者サービス利用状況	24
4 児童奉仕事業	24
(1) ブックスタート事業「はじめてブック」(中央図書館)	24
(2) 学級訪問 図書館訪問	24
(3) ブックトーク勉強会	24
5 ボランティア	24
<視聴覚ライブラリーの部>	
Ⅷ 視聴覚ライブラリーの概要	
Ⅰ 位置	25
2 業務の内容	25
3 利用の対象	25
4 利用手続	25
5 機材等の貸出数量・貸出期間	25
6 休館日及び開館時間	25
Ⅸ 所蔵状況	
Ⅰ 所蔵機材	25
(1) 館内利用機材(会議室設置)	25
(2) 貸出用機材(貸出用)	26
2 資料別所蔵資料	26
Ⅹ 利用状況	
Ⅰ 登録団体数(新規)	26
2 機材の貸出回数・貸出日数	26
<新座市立図書館及び視聴覚ライブラリーの沿革>(昭和30年~)	
<図書館関係例規>	
新座市立図書館条例	32
新座市立図書館規則	
新座市立視聴覚ライブラリー条例	
新座市立視聴覚ライブラリー規則	
新座市立図書館資料収集方針	
新座市立図書館地域資料収集方針	
新座市立図書館資料除籍基準	
朝霞地区四市公立図書館相互利用事業実施要綱	
朝霞地区四市公立図書館相互利用事業実施要領	

I 新座市について

人口と面積

令和6年4月1日現在

人 口	世 帯 数	面 積	人 口 密 度
166,038 人	79,578 世帯	22.78 k m ²	7,289 人／k m ²

II 重点施策と主な事業実績

I 重点施策

基本目標 4

生涯学習・スポーツ・文化芸術活動の充実と地域の歴史・伝統・文化の継承

図書館事業の推進

- ・ 図書館講座の充実
- ・ 図書館資料の充実
- ・ 学級訪問の充実
- ・ 図書館ボランティアの養成・支援・組織化の推進
- ・ 「としょかん一年生事業」の実施
- ・ 「読書貯金通帳」事業の実施
- ・ 「あかちゃんタイム」の実施
- ・ 庁内他部局との連携によるテーマ展示の実施
- ・ 子育て支援コーナー・ビジネス支援コーナーの充実
- ・ レファレンスサービスの充実
- ・ 高齢者・障がい者サービスの充実
- ・ 分館の充実
- ・ 電子図書館の充実
- ・ 福祉の里図書館及び新座市立中央図書館分館における指定管理者との連携による利用者サービスの充実
- ・ 4市図書館相互利用など近隣市との連携

※上記目標については、「令和6年度 新座の教育」の令和6年度新座市教育行政推進施策 図書館事業推進部分（P9～11）から抜粋

2 主な事業実績（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

月	中央図書館・視聴覚ライブラリー		福祉の里図書館	
	日	事業名	日	事業名
4		展 （一般・児童）（4/1～4/30） 「お仕事いろいろ」 「徳川家康、江戸時代の本」 （一般・児童）（4/1～5/31） 「『走れメロス』太宰治の本」 （市民会館連動企画展示）	15 25	・ はじめての読み聞かせ講座 ・ はじめての電子図書館 展 （児童）（R5/3/1～4/30） 「せんせいと過ごした日々」 （一般）（4/1～5/31）「ファンタジーの世界」
5	13	・ 「聞かせ屋。けいたろう」さんがやってくる！ 展 （一般・児童）（5/2～5/31） 「旅行・アウトドアの本」 （児童）「『聞かせ屋。けいたろう』さん&絵本カルボナーラ」	5	・ こどもの日工作会 万華鏡をつくろう！ ・ ちいさなおはなしの時間～こどもの日スペシャル～ 展 （児童）（5/2～6/30） 「おかあさん おとうさん ありがとう」

月	中央図書館・視聴覚ライブラリー		福祉の里図書館	
	日	事業名	日	事業名
6		展 (一般・児童) (6/1～6/30) 「ベストリーダー2022」 「たのしくたべよう」 (食育関連展示：保健センター連携)	17	・大人向けおはなし会 展 (一般) (6/1～7/30) 「おもしろタイトル大集合」
7	5 25	・セタかざりをつくる会 ・第1回新座市立図書館協議会 展 (一般・児童) (7/1～7/30) 「夏休み！対決シリーズ 野球 VS サッカー」 (児童) (7/1～8/31) 「自由研究・歴代課題図書＆図書館員がオススメの本！」	22	・ちいさなかがく工作会 げこげこがえるをつくろう 展 (児童) (7/1～8/31)「海のいきもの」
8	8 11 20 24 25	・夏のワークショップ ・夏の映画会 ・夏のちょっとこわ～いおたのしみ会 ・新座市立図書館ボランティア全体会議 ※書面報告送付 ・夏の科学遊び講座 展 (一般・児童) (8/1～8/31) 「夏休み！対決シリーズ 電車 VS 車」	1 6 19	・夏休みこども一日図書館員 ・こども人形劇 ・ちょっとこわい夏のお楽しみ会 展 (一般) (8/1～9/30) 「見上げた『そら』には…」 (8/24～8/27)「影絵・切り絵の世界へ」 (夏休み展示イベント)
9		展 (一般・児童) (9/1～9/30) 「災害、防災の本」 「ほっとする本」 (自殺予防週間関連展示：保健センター連携) (一般・児童) (9/1～10/31) 「絵本講座関連展示 五味ヒロミ先生の本・おすすめの本」	3 15	・図書館でおでかけ気分「花火と路面電車」 (DVD 上映) ・本のフィルムかけに挑戦！ 展 (児童) (9/1～10/31)「おいしい本」
10	8 15	・図書館カフェ・デ・おはなし会 ・絵本講座「五味ヒロミ氏講演会」 展 (一般・児童) (10/1～10/31) 「あなたのおすすめの本、教えてください」 (児童)「ハロウィン、だましっこの本」	14 26 29	・「本のおび大賞」募集 (～12/10) ・ぐりとぐらのクイズラリー (～11/12) ・ぐりとぐらのぼうしをつくろう！ 展 (一般) (10/1～11/30)「大人の手習い」
11	3 7	・大人のためのおはなし会 ・蔵書点検 (～11/16) 展 (一般・児童) (11/1～11/30) 「芸術の秋」 「知ってほしい、ケアラーのこと」 (介護保険課連携) 「ドメスティック・バイオレンス防止の本」 (福祉政策課連携)	22	・蔵書点検 (～11/30) 展 (児童) (11/1～12/28)「へんしんする本」 (一般・児童) (11/2～11/21) 「知ってほしい、ケアラーのこと」 (介護保険課連携)
12	23 28	・冬のおたのしみ会 ・子ども司書講座 展 (一般・児童) (12/1～12/27) 「年末年始と辰の本」 (一般)「自分らしく生きるための本」 (介護保険課連携) (児童)「クリスマスの本」	16 23	・大人向けおはなし会 ・こども人形劇 展 (一般) (12/1～1/31) 「昭和は遠くなりけり」 (一般) (12/1～12/28) 「人生会議の日」 (介護保険課連携) 「にいそう POP ギャラリー@福祉の里図書館」 (新座総合技術高等学校と共同展示)

月	中央図書館・視聴覚ライブラリー		福祉の里図書館	
	日	事業名	日	事業名
1	4	・本のおみくじ！おたのしみ袋（～1/31） ～ハッピーパック 2024～ 展（一般・児童）（1/4～1/31） 「寒さに負けない本」	4	・本の福袋（～1/14） 6 ・ちいさなおはなしの時間 お正月スペシャル 12 ・蔵書点検（西堀・新堀コミュニティセンター図書室） 19 ・蔵書点検（栗原公民館図書室） 24 ・蔵書点検（大和田公民館図書室） 27 ・文学講座「出雲大社の謎」 展（児童）（1/4～2/29） 「おおきくなったら なになになる？」
2	14 24	・第2回新座市立図書館協議会 ・スマホ写真講座 「フリマアプリ映えするスマホ講座」 展（一般・児童）（2/1～2/29） 「スイーツの本、愛の本」 （児童）「鬼や怪物の本」	3	・なりきりおはなし会 7 ・蔵書点検（中央公民館図書室） 18 ・ハープで絵本の世界へ 20 ・蔵書点検（新座団地図書室） 展（一般）（2/1～3/31） 「『宇宙船地球号』の現在・過去・未来」
3	5	・リサイクル資料配布会（～3/8） 展（一般）（3/1～3/31） 「卒業、入学の本」 （児童）「おひなさまとおひめさまの本」	5	・リサイクル資料配布会（～3/8） 9 ・～本を彩る～ 水引でしおり作り 14 ・ぬいぐるみのおとまり会（3/14・3/15） 24 ・あなたの知らないボードゲームの世界 展（児童）（3/1～4/28）「いまだんなきもち？」
新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため中止となった事業				
中央図書館・視聴覚ライブラリー			福祉の里図書館	
・子どもの読書応援講座①絵本編 ・子どもの読書応援講座②紙芝居編 ・子どもの読書応援講座③はじめてブック、赤ちゃん絵本とわらべうた編 ・子どもの読書応援講座④児童文学編 ・はじめてブック協力員研修会			なし	

3 定例又は通年事業

共通事業	
・図書館だより発行（毎月1回） ・としょかんこどもだより発行（4月、7月、10月、1月） ・ブックリスト（小学生用図書紹介）の発行（7月、12月） ・ブックリスト（ティーンズ用図書紹介）の発行（年2回） ・リサイクルブックコーナーの設置（随時。自由本棚含む） ・図書館訪問、学級訪問（随時） ・読書貯金通帳の配布 ・図書館展示 ・社会貢献活動体験研修の受入れ（研修教職員の受入れ等） ・宅配（随時）	
中央図書館・視聴覚ライブラリー	福祉の里図書館
・あかちゃんタイム（毎月第3水曜日）※7月から再開 ・おはなし会（毎週水曜日） ・朗読学習会（毎月第3木曜日） ・点訳学習会（毎月第2木曜日） ・としょかん1ねんせいパックの配布（7月） ・音声版新着図書案内の作成（毎月1回） ・音訳テープ・点字図書の製作（随時） ・対面朗読（随時）※時間短縮 ・朗読講習会（4回） ・点訳講習会（1回） ・出前講座（随時） ・図書館ボランティア全体会議※書面報告送付 ・ブックトーク勉強会 ・県立新座総合技術高等学校職場体験実習の受入れ	・あかちゃんタイム（毎月第2水曜日）※7月から再開 ・子どもおはなし会（毎週水曜日） ・名画鑑賞会（毎月第3日曜日） ・子ども映画会（毎月第3土曜日） ・ちいさなおはなしの時間（毎週日曜日） ・ひよこのおはなし会（随時） ・出張おはなし会（毎月第2木曜日）※10月から再開 ・「ぶんかん通信」の発行（毎月1回） ・「どうぞのいす」コーナー（随時） ・「本の処方箋」コーナー（随時） ・としょかんに「〇〇」とばそう!!（～3/31） ・福祉の里児童センター主催のフードパントリーにリユース絵本のプレゼント（随時） ・「点字図書のリスト」「視聴覚資料のリスト」の作成（随時） ・俳句ポストコーナーの設置
新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため中止となった事業	
中央図書館・視聴覚ライブラリー	福祉の里図書館
・おたのしみ会（毎月第3日曜日） ・おはなし会マラソン ・ブックスタート事業「はじめてブック」 ・中学生職場体験学習の受入れ	・あかちゃんタイムでわらべうた（5・9・12・3月の第2水曜日） ・中学生職場体験学習の受入れ

《図書館の部》

Ⅲ 図書館の概要

Ⅰ 市内の図書館

(令和6年4月1日現在)

名 称	住 所	TEL・FAX
中央図書館	野火止一丁目1番2号	TEL 048-481-1115 FAX 048-482-4595
建物延べ面積……1,496.8 m ² [延べ床面積] 一般書コーナー……320.9 m ² 児童書コーナー……200.5 m ² おはなしコーナー…41.6 m ² 参考資料室………155.0 m ²	会議室兼視聴覚室…57.3 m ² 学習室……………60.1 m ² 録音室……………20.8 m ² 書庫1・2……………141.8 m ²	
福祉の里図書館	新塚一丁目4番5号	TEL 048-481-7070 FAX 048-481-9424
建物延べ面積……1,213.4 m ² [延べ床面積] 一般書コーナー……283.5 m ² 児童書コーナー……144.4 m ² ブラウジングコーナー…189.2 m ²	朗読室……………35.6 m ² 集会室……………72.0 m ²	
分館	栗原公民館図書室	栗原三丁目8番34号
		図書室面積……78.8 m ²
	西堀・新堀コミュニティセンター図書室	新堀一丁目5番9号
		図書室面積……79.4 m ²
	大和田公民館図書室	大和田一丁目26番16号
		図書室面積……68.2 m ²
	中央公民館図書室	道場二丁目14番12号
		図書室面積……62.2 m ²
	新座団地図書室	新座三丁目3番16号
		図書室面積……59.9 m ²
サービス スポット	東北コミュニティセンター	東北二丁目28番5号
	栗原5丁目図書サービススポット	栗原五丁目11番31号 成田ビル102号室 (通称：ビブリア)
		TEL 048-481-1115 FAX 048-482-4595 (中央図書館)

2 貸出の対象

- (1) 新座市内に居住又は通勤若しくは通学する者
- (2) 朝霞市、志木市又は和光市に居住する者
- (3) 朝霞市、志木市の利用者カード、和光市の図書館利用の交付を受けた者
- (4) 隣接市区町（三芳町、所沢市、練馬区、西東京市、清瀬市又は東久留米市）に居住する者
- (5) その他、館長が特に必要と認める者

3 資料の貸出数量・貸出期間及び所蔵館

(令和6年4月1日現在)

資料名		貸出数量	貸出期間	所蔵館		
				本館	里	分館
図書		20冊以内	14日以内	○	○	○
雑誌（最新号以外）		3冊以内		○	○	-
紙芝居		3組以内		○	○	○
視聴覚資料	カセットテープ	3点以内		○	○	-
	ビデオテープ			○	○	-
	コンパクトディスク			○	○	-
	DVD			○	○	-

4 休館日（又は開館日）・開館時間及び資料貸出以外のサービス

(1) 中央図書館・福祉の里図書館

(令和6年4月1日現在)

	中央図書館	福祉の里図書館
休館日	・毎週月曜日（ただし、この日が国民の祝日、振替休日又は国民の休日の場合は開館し、その直後の平日を休館） ・館内整理日（国民の祝日を除く毎月第4木曜日） ・年末年始、特別整理期間	・毎週月曜日（ただし、この日が国民の祝日の場合は、その直後の国民の祝日でない日も休館） ・国民の祝日（ただし、子どもの日及び敬老の日は除く） ・年末年始、特別整理期間
開館時間	午前9時30分～午後6時	午前9時30分～午後6時
ブックポスト	あり	あり
検索用コンピュータ	あり	あり

[資料貸出以外のサービス]

- ・ 資料のリクエストの受付（Web リクエスト含む）
- ・ 未所蔵資料の相互貸借による提供
- ・ 資料提示や調査のお手伝いをするレファレンスサービス
- ・ 個人学習のための学習室の開放
- ・ 地域、職場、学校等への団体貸出し
- ・ 読書会等の図書館活動のグループ、団体への会議室の提供
- ・ おはなし会、おたのしみ会、映画会等幼児及び児童向け行事の開催
- ・ 視覚に障がいがある方へのサービス（点字図書・録音図書・大活字本の宅配・郵送、対面朗読、点訳・音訳サービス）
- ・ 高齢者や歩行困難のため来館できない方への宅配サービス
- ・ 図書館資料のコピーサービス（有料）
- ・ 視聴覚資料（DVD、CD等）の館内視聴
- ・ インターネットの閲覧サービス
- ・ 図書館ホームページによる情報提供

(2) 分館

(令和6年4月1日現在)

名称	貸出日	貸出時間 (図書館職員による)	ブック ポスト	検索用 コンピュータ
栗原公民館図書室※	水・土	午前10時～午後5時	あり	あり
西堀・新堀コミュニティセンター図書室※	木・日	午前10時～午後5時	あり	あり
大和田公民館図書室※	火・金	午前10時～午後5時	あり	あり
中央公民館図書室※	火・木	午前10時～午後5時	あり	あり
新座団地図書室	水・金	午前10時～午後5時	あり	なし

※ 印の図書室については、図書館による貸出日以外で、公民館・コミュニティセンターの開館日に以下のサービスを受けることができる。

- ・ 図書室での図書・紙芝居の閲覧
- ・ 事務室窓口での予約資料受取
- ・ 検索用コンピュータでの図書・紙芝居の貸出し
- ・ 検索用コンピュータでのパスワード発行・再発行

(令和6年4月1日現在)

名称	貸出日	貸出時間	ブック ポスト	検 索 用 コンピ ュ ー タ
東北コミュニティセンターサービススポット	火～日	午前９時～午後９時３０分 ※国民の祝日及び日曜日は、午後５時３０分まで	あり	あり

【利用できるサービス】

- ・ 事務室窓口での予約資料受取
 - ・ リクエストボックスによるリクエストカードの受付
 - ・ 検索用コンピュータでのパスワード発行・再発行
- (利用時間：午前９時３０分～午後９時、国民の祝日及び日曜日は午後５時まで)

名称	貸出日	貸出時間	ブック ポスト	検 索 用 コンピ ュ タ
栗原 5 丁目図書サービススポット（通称:ビブリア）	火～日	午前 10 時～午後 8 時	なし	なし

[利用できるサービス]

- ・ 窓口での予約資料受取及び資料の返却
- ・ リクエストカードの受付

5 返却用ブックポスト設置場所（図書館・分館以外）

- ・ふるさと新座館
- ・畑中公民館
- ・東北コミュニティセンター
- ・ＪＲ武蔵野線新座駅南口

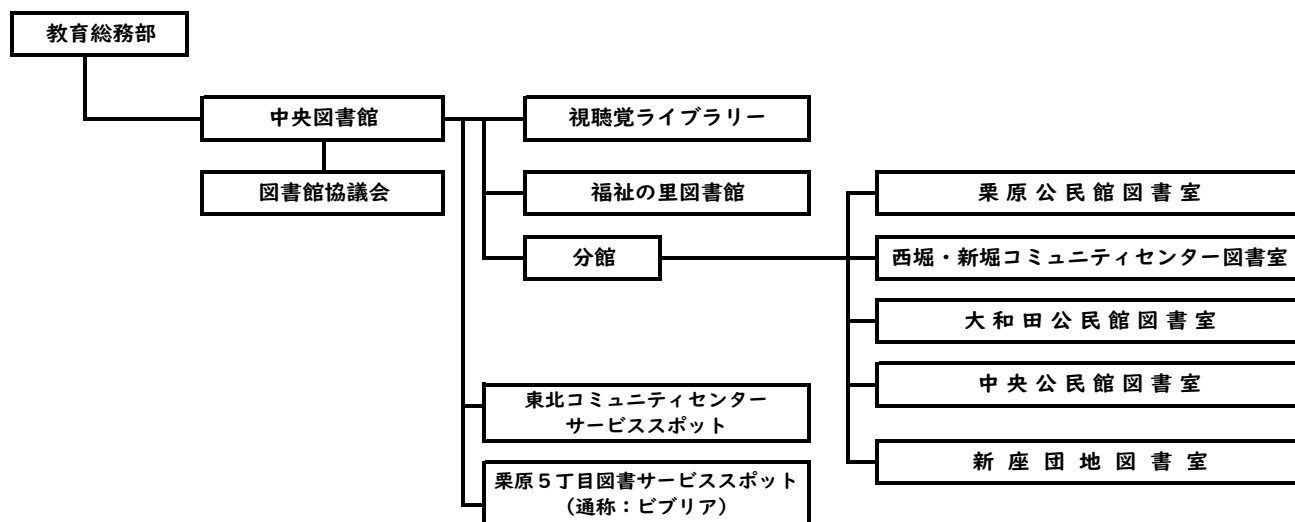
6 市内図書館地図



IV 組織

1 組織図

(令和6年4月1日現在)



2 図書館協議会委員

(任期：令和5年7月1日～令和7年6月30日)

氏 名	選出区分	備考
大宮 明子	社会教育関係者	
坂本 純子	家庭教育の向上に資する活動を行う者	委員長
石川 敬史	学識経験者	副委員長
鈴木 芳宗	家庭教育の向上に資する活動を行う者	
櫻谷 香代子	学校教育関係者	
結城 美千代	社会教育関係者	
新保 藤子	学識経験者	
見世 映子	学校教育関係者	
田部井 利江	学識経験者	
浜田 祐加	学校教育関係者	

3 職員配置表

(令和6年4月1日現在)

	中央図書館	視聴覚ライブラリー (中央図書館兼)
館 長	1	(1)
副 館 長	1 (係長兼1)	(1)
専 門 員	2	(2)
係 長	0	—
主 査	1	(1)
主 任	5 (うち再任用1)	(5)
主 事	3	(3)
合 計	13	(13)
司書有資格者	7	—

福祉の里	
館 長	1
副 館 長	2
業 務 責 任 者	2
一 般 職 員	10
分館業務責任者	3
分館一般職員	3
合 計	21
司書有資格者	11

V 資料の所蔵状況

1 資料の種類別所蔵状況

令和5年度

所蔵館名		中央 図書館	福祉の里 図書館	分館 (5館)	合 計
図書 (冊)	一般書	139,511	83,517	54,330	277,358
	児童書・絵本	58,644	38,837	51,181	148,662
	紙芝居	2,379	1,846	2,223	6,448
	小計	200,534	124,200	107,734	432,468
	点字図書	43	1,765	0	1,808
	音訳テープ	169	0	0	169
	中計	200,746	125,965	107,734	434,445
雑誌等 (件)	雑誌	177	146	0	323
	新聞	20	12	0	32
	絵画 (複製)	22	0	0	22
	小計	219	158	0	377
視聴覚 資料 (点)	レコード	3	0	0	3
	カセットテープ	8	3	0	11
	コンパクトディスク	10,083	5,826	0	15,909
	貸出用DVD	891	602	0	1,493
	館内視聴用DVD	1,683	1,409	0	3,092
	小計	12,668	7,840	0	20,508
合 計		213,633	133,963	107,734	455,330

注) 雑誌・新聞はタイトル数のため、合計は延べタイトル数である。

注) 貸出用DVDには、ビデオテープを含む。

2 言語別外国語資料の所蔵状況

令和5年度

言　　語	図　　　　　書（冊）					雑誌	新聞（件）		合計 （冊）	
	一般書	児 童 書	絵 本	紙芝居	小 計	雑誌	新聞	小 計		
英　　　語	1,826	308	1,303	25	3,462	8	2	10	3,472	
独　　　語	21	2	29	0	52	0	0	0	52	
仏　　　　　語	56	4	28	1	89	0	0	0	89	
ス ペ イ ン 語	5	0	24	0	29	0	0	0	29	
イ タ リ ア 語	5	0	2	0	7	0	0	0	7	
ポ ル ト ガ ル 語	13	18	10	0	41	0	0	0	41	
中　　　国　　語	137	4	39	0	180	0	0	0	180	
韓　　　国　　語	168	8	78	0	254	0	0	0	254	
ロ　シ　ア　語	0	0	1	0	1	0	0	0	1	
そ　　　の　他	95	7	333	0	435	0	0	0	435	
合　　　計	2,326	351	1,847	26	4,550	8	2	10	4,560	
内 訳	中 央 図 書 館	1,873	272	1,230	10	3,385	4	1	5	3,390
	福祉の里図書館	435	76	521	11	1,043	4	1	5	1,048
	分　　館（5館）	18	3	96	5	122	0	0	0	122
	合　　　計	2,326	351	1,847	26	4,550	8	2	10	4,560

注) 雑誌・新聞はタイトル数である。

3 十進分類別所蔵状況（総数）

令和 5 年度

資料種別	一般書（冊）			
所蔵館名	中 央 図 書 館	福祉の里 図 書 館	分 館 (5 館)	合 計
蔵 書 数	139,511	83,517	54,330	277,358
0 総記	5,789	2,740	755	9,284
1 哲学	5,827	3,486	1,621	10,934
2 歴史	18,207	8,596	2,806	29,609
3 社会科学	23,760	11,525	3,751	39,036
4 自然科学	9,722	5,754	3,777	19,253
5 技術	10,274	8,059	10,334	28,667
6 産業	4,120	2,465	1,775	8,360
7 芸術	15,256	7,985	3,324	26,565
うち絵本	—	—	—	—
8 語学	2,742	1,398	464	4,604
9 文学	43,814	31,509	25,723	101,046

資料種別	児童書・絵本（冊）			
所蔵館名	中 央 図 書 館	福祉の里 図 書 館	分 館 (5 館)	合 計
蔵 書 数	58,644	38,837	51,181	148,662
0 総記	752	457	286	1,495
1 哲学	656	389	432	1,477
2 歴史	1,777	1,513	1,068	4,358
3 社会科学	2,585	1,918	1,279	5,782
4 自然科学	3,630	2,988	3,344	9,962
5 技術	1,428	1,283	1,262	3,973
6 産業	1,065	825	828	2,718
7 芸術	27,813	15,935	25,578	69,326
うち絵本	25,906	14,280	24,118	64,304
8 語学	681	532	393	1,606
9 文学	18,257	12,997	16,711	47,965

資料種別	合 計（冊）			
所蔵館名	中 央 図 書 館	福祉の里 図 書 館	分 館 (5 館)	合 計
蔵 書 数	198,155	122,354	105,511	426,020
0 総記	6,541	3,197	1,041	10,779
1 哲学	6,483	3,875	2,053	12,411
2 歴史	19,984	10,109	3,874	33,967
3 社会科学	26,345	13,443	5,030	44,818
4 自然科学	13,352	8,742	7,121	29,215
5 技術	11,702	9,342	11,596	32,640
6 産業	5,185	3,290	2,603	11,078
7 芸術	43,069	23,920	28,902	95,891
うち絵本	25,906	14,280	24,118	64,304
8 語学	3,423	1,930	857	6,210
9 文学	62,071	44,506	42,434	149,011

注）紙芝居、点字図書、音訳テープ等は含まない。

【参考】十進分類法…日本で使われている図書分類法。

2 資料の種類別利用状況（個人）

令和 5 年度

利用館名		中 央 図 書 館	福祉の里 図 書 館	分 館 (5 館)	東北コミセン (S S)	ビブリア (S S)	合 計
開館日数 (日)		289	289	509	304	309	1,700
利用者数 (人)		96,250	45,427	89,091	31,629	7,246	269,643
一般書・児童書 (冊)	一般書	158,642	71,356	77,249	39,642	8,437	355,326
	児童書・絵本	123,129	60,245	82,993	15,479	3,619	285,465
	紙芝居	3,256	1,589	2,014	196	17	7,072
	小計 (点)	285,027	133,190	162,256	55,317	12,073	647,863
	点字図書	1	40	0	0	0	41
	音訳テープ	698	0	0	0	0	698
	中計 (点)	285,726	133,230	162,256	55,317	12,073	648,602
雑誌 (冊)		14,838	7,845	1,870	2,087	283	26,923
視聴覚資料 (点)	レコード	0	0	0	0	0	0
	カセットテープ	0	0	0	0	0	0
	コンパクトディスク	10,503	6,046	1,295	1,566	326	19,736
	貸出用 D V D	3,786	2,239	258	369	207	6,859
	館内用 D V D	276	603	0	0	0	879
	小計 (点)	14,565	8,888	1,553	1,935	533	27,474
総貸出点数		315,129	149,963	165,679	59,339	12,889	702,999

注) 分館の開館日数は、図書館職員による貸出日の合計

注) 貸出用 DVD には、ビデオテープを含む。

3 検索用コンピュータ（貸出機能付き）による館別貸出冊数

年 度	令和 4 年度	令和 5 年度
中 央 図 書 館	2,011	1,709
福 祉 の 里 図 書 館	1,326	1,366
栗 原 公 民 館 図 書 室	17,770	16,208
西 堀 ・ 新 堀 コミュニティセンター図書室	10,399	10,836
大 和 田 公 民 館 図 書 室	11,287	10,705
中 央 公 民 館 図 書 室	7,774	7,772
合 計	50,567	48,596

注) 団体貸出を含む。

4 十進分類別利用状況（個人・団体・相互貸借）

一般書

令和 5 年度 (冊)

利用館名	中 央 図 書 館	福祉の里 図 書 館	分 館 (5 館)	東北コミセン (S S)	ビブリア (S S)	合 計
合 計	164,809	72,615	77,657	39,658	8,440	363,179
0 総記	4,388	2,054	1,339	883	228	8,892
1 哲学	6,489	3,192	2,661	1,783	450	14,575
2 歴史	16,627	7,175	5,058	3,518	888	33,266
3 社会科学	16,965	7,402	5,986	4,205	1,088	35,646
4 自然科学	11,402	5,407	5,571	2,885	559	25,824
5 技術	22,543	10,762	11,949	4,904	1,011	51,169
6 産業	4,549	2,289	1,856	735	196	9,625
7 芸術	13,095	5,328	4,224	2,303	571	25,521
うち絵本	0	0	0	0	0	0
8 語学	2,011	923	868	534	98	4,434
9 文学	66,740	28,083	38,145	17,908	3,351	154,227

児童書・絵本

利用館名	中央図書館	福祉の里図書館	分館(5館)	東北コミセン(SS)	ビブリア(SS)	合計
合計	135,336	61,618	84,529	15,488	3,620	300,591
0 総記	1,112	370	526	162	30	2,200
1 哲学	1,644	541	835	258	58	3,336
2 歴史	2,333	1,262	1,563	689	72	5,919
3 社会科学	3,383	1,264	1,432	479	126	6,684
4 自然科学	7,778	4,095	5,660	1,020	159	18,712
5 技術	2,979	2,023	2,453	369	130	7,954
6 産業	1,639	740	914	205	76	3,574
7 芸術	85,554	39,318	50,820	8,293	2,330	186,315
うち絵本	81,407	37,492	48,416	7,929	2,264	177,508
8 語学	1,135	432	441	156	21	2,185
9 文学	27,779	11,573	19,885	3,857	618	63,712

合計

利用館名	中央図書館	福祉の里図書館	分館(5館)	東北コミセン(SS)	ビブリア(SS)	合計
合計	300,145	134,233	162,186	55,146	12,060	663,770
0 総記	5,500	2,424	1,865	1,045	258	11,092
1 哲学	8,133	3,733	3,496	2,041	508	17,911
2 歴史	18,960	8,437	6,621	4,207	960	39,185
3 社会科学	20,348	8,666	7,418	4,684	1,214	42,330
4 自然科学	19,180	9,502	11,231	3,905	718	44,536
5 技術	25,522	12,785	14,402	5,273	1,141	59,123
6 産業	6,188	3,029	2,770	940	272	13,199
7 芸術	98,649	44,646	55,044	10,596	2,901	211,836
うち絵本	81,407	37,492	48,416	7,929	2,264	177,508
8 語学	3,146	1,355	1,309	690	119	6,619
9 文学	94,519	39,656	58,030	21,765	3,969	217,939

5 分館の利用状況(個人)

令和5年度

分館	開館日数(日)	利用者数(人)	一般書・児童書(冊)				雑誌(冊)	視聴覚資料(点)	合計
			一般書※	児童書絵本※	紙芝居	小計			
5分館合計	509	89,091	77,249	82,993	2,014	162,256	1,870	1,553	165,679
[栗原]	102	31,979	25,825	34,555	628	61,008	673	511	62,192
[西コミ]	101	18,831	15,530	15,113	620	31,263	403	441	32,107
[大和田]	101	16,544	10,866	15,440	375	26,681	153	222	27,056
[中公]	103	13,529	12,145	9,573	225	21,943	231	194	22,368
[団地]	102	8,208	12,883	8,312	166	21,361	410	185	21,956

注)「開館日数」は、図書館職員による貸出日の合計

※ 「点字図書」「音訳テープ」の貸出数を含む。

【参考】分館の開館日数

(日)

	栗原 (水・土)	西コミ (木・日)	大和田 (火・金)	中公 (火・木)	団地 (水・金)
R1	102	96	102	103	102
R2	88	85	87	87	88
R3	102	102	103	104	102
R4	97	94	95	94	98
R5	102	101	101	103	102

(分館について)

・平成31年4月1日から指定管理者制度を導入。

それに伴い、中央図書館振替日休館中であった場合も、分館は開館することとなった。

6 過去5年間の利用者数・貸出数・予約件数の推移

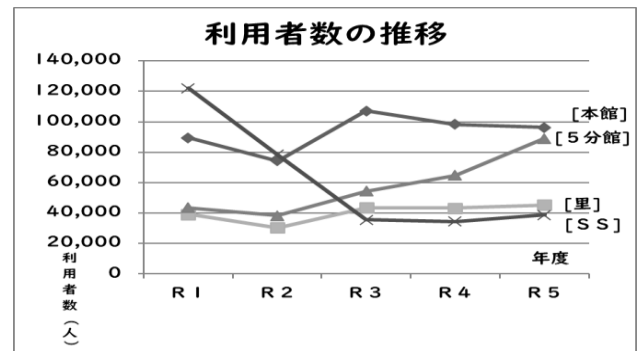
(1) 中央図書館・福祉の里図書館・5分館・サービススポットの推移

注) SS利用状況 (R1～R3:旧ほっとぷらざ図書室) (R4～東コミ及びビブリアの合算)

A 利用者数の推移 (個人)

(人)

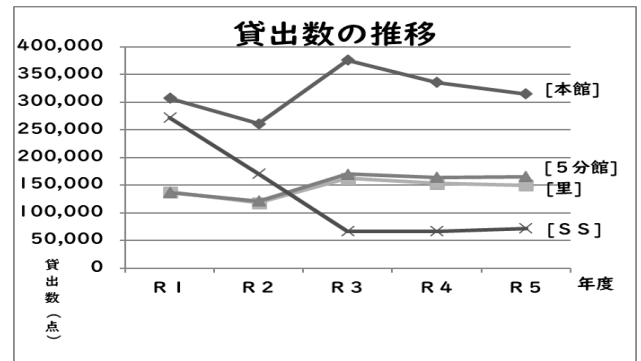
	[本館]	[里]	[5分館]	[SS]	合計
R1	89,424	39,317	43,496	122,130	294,367
R2	74,230	30,503	38,364	78,300	221,397
R3	107,032	43,521	54,447	35,665	240,665
R4	98,250	43,310	64,769	34,526	240,855
R5	96,250	45,427	89,091	38,875	269,643



B 貸出数の推移 (個人)

(点)

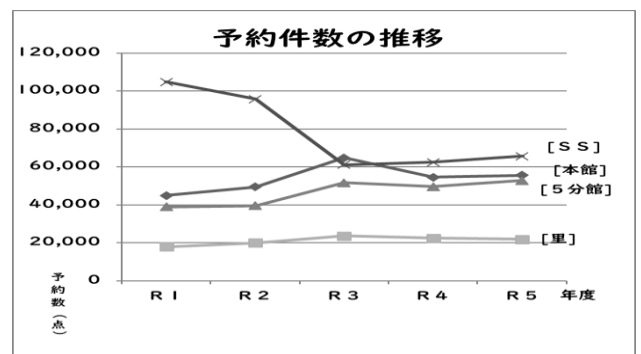
	[本館]	[里]	[5分館]	[SS]	合計
R1	307,424	137,476	136,965	272,366	854,231
R2	261,445	118,329	121,279	170,687	671,740
R3	376,151	162,465	170,043	66,569	775,228
R4	336,020	153,115	164,446	67,079	720,660
R5	315,129	149,963	165,679	72,228	702,999



C 予約件数の推移 (個人)

(件)

	[本館]	[里]	[5分館]	[SS]	合計
R1	45,003	17,880	38,964	104,821	206,668
R2	49,426	20,047	39,614	95,711	204,798
R3	64,846	23,698	51,676	61,217	201,437
R4	54,607	22,516	49,573	62,533	189,229
R5	55,654	21,951	52,776	65,735	196,116

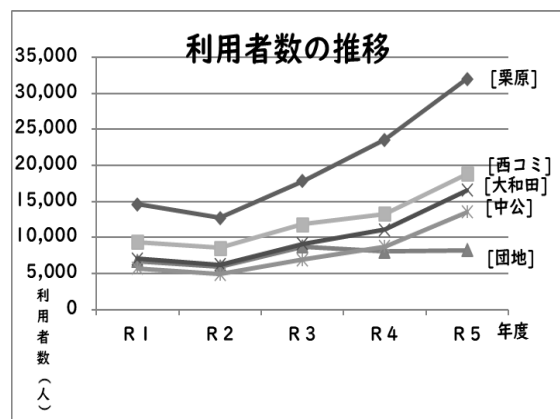


(2) 分館（5館）の内訳

A 利用者数の推移（個人）

(人)

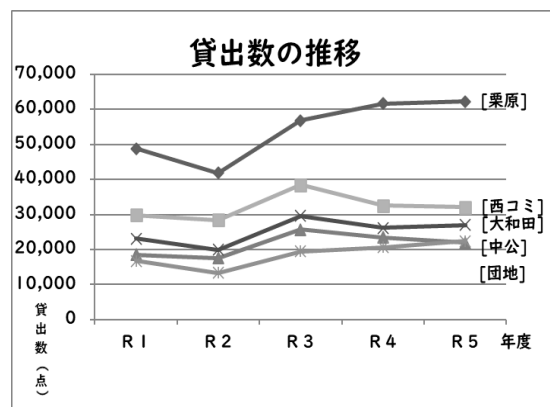
	[栗原]	[西コミ]	[大和田]	[中公]	[団地]	合計
R 1	14,620	9,389	7,045	5,733	6,709	43,496
R 2	12,732	8,549	6,240	4,884	5,959	38,364
R 3	17,823	11,807	9,153	6,926	8,738	54,447
R 4	23,558	13,306	11,094	8,754	8,057	64,769
R 5	31,979	18,831	16,544	13,529	8,208	89,091



B 貸出数の推移（個人）

(点)

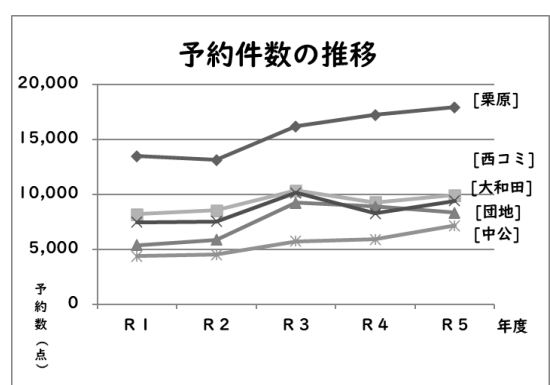
	[栗原]	[西コミ]	[大和田]	[中公]	[団地]	合計
R 1	48,758	29,891	23,089	16,733	18,494	136,965
R 2	41,836	28,479	19,963	13,362	17,639	121,279
R 3	56,784	38,458	29,578	19,484	25,739	170,043
R 4	61,612	32,509	26,140	20,708	23,477	164,446
R 5	62,192	32,107	27,056	22,368	21,956	165,679



C 予約件数の推移（個人）

(件)

	[栗原]	[西コミ]	[大和田]	[中公]	[団地]	合計
R 1	13,481	8,206	7,487	4,392	5,398	38,964
R 2	13,127	8,532	7,554	4,517	5,884	39,614
R 3	16,176	10,362	10,145	5,739	9,254	51,676
R 4	17,215	9,268	8,265	5,914	8,911	49,573
R 5	17,919	9,934	9,418	7,161	8,344	52,776

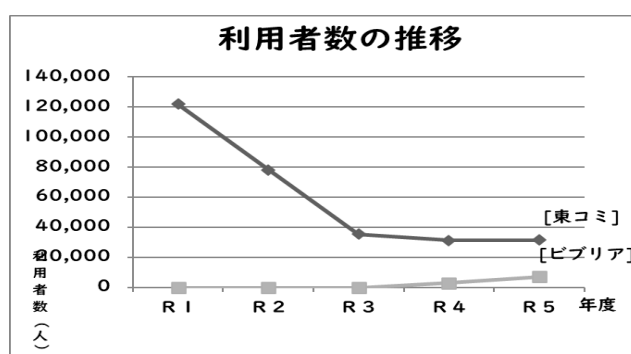


(3) サービススポットの内訳

A 利用者数の推移（個人）

(人)

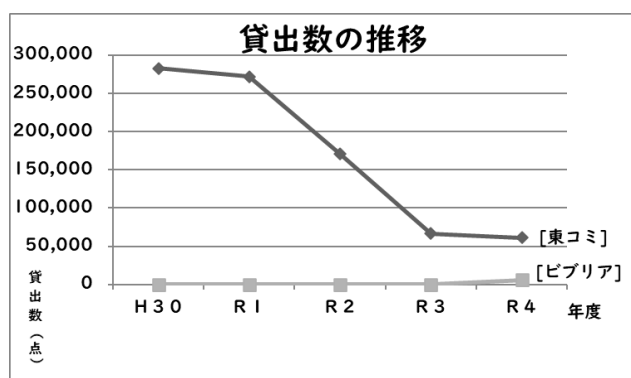
	[東コミ]	[ビブリア]	合計
R 1	122,130	-	122,130
R 2	78,300	-	78,300
R 3	35,665	-	35,665
R 4	31,478	3,048	34,526
R 5	31,629	7,246	38,875



B 貸出数の推移（個人）

(点)

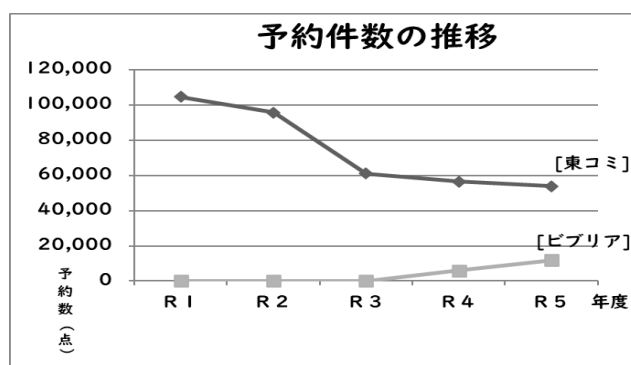
	[東コミ]	[ビブリア]	合計
R 1	272,366	-	
R 2	170,687	-	
R 3	66,569	-	
R 4	61,154	5,925	67,079
R 5	59,339	12,889	72,228



C 予約件数の推移（個人）

(件)

	[東コミ]	[ビブリア]	合計
R 1	104,821	-	
R 2	95,711	-	
R 3	61,217	-	
R 4	56,500	6,033	62,533
R 5	53,931	11,804	65,735



注) R4 のビブリアについては、令和4年8月2日から令和5年3月31日までの実績である。

7 団体利用状況

(1) 利用団体数 (令和5年度中に利用した団体数) 240 団体 (令和6年3月31日現在)

(2) 利用状況

区 分	一般書※ (冊)	児童書・絵本※ (冊)	紙芝居等 (点)	大活字 (冊)	雑誌 (冊)	視聴覚資料 (点)	合計
令和4年度	3,875	16,059	1,017	15	9	53	21,028
令和5年度	3,845	14,427	1,090	56	29	75	19,522

※ 「点字図書」「音訳テープ」の貸出数を含む。

8 リクエスト件数

(1) 受付場所別

(件)

区 分		受 付 場 所					合 計
		[本館]	[里]	[5分館]	[東コミ]	[ビブリア]	
令和4年度	個人	54,607	22,516	49,573	56,500	6,033	189,229
	団体	2,958	1,703	444	66	10	5,181
	協力※	4,619	0	0	0	0	4,619
	合計	62,184	24,219	50,017	56,566	6,043	199,029
令和5年度	個人	55,654	21,951	52,776	53,931	11,804	196,116
	団体	3,669	1,768	763	33	5	6,238
	協力※	4,912	0	0	0	0	4,912
	合計	64,235	23,719	53,539	53,964	11,809	207,266

※ 協力＝埼玉県内図書館等からの予約受付

(2) 受付場所別（分館）

(件)

区 分		受 付 場 所				
		[栗原]	[西コミ]	[大和田]	[中公]	[団地]
令和5年度	個人	17,919	9,934	9,418	7,161	8,344
	団体	273	245	23	5	217
	協力	0	0	0	0	0
	合計	18,192	10,179	9,441	7,166	8,561

(3) 申込方法別（受付館統計）

(件)

区 分		申 込 方 法			合 計
		来館	検 索 用 コンピュータ	ホームページ	
令和4年度	個人	21,786	5,032	162,411	189,229
	団体	4,156	20	1,005	5,181
	合計	25,942	5,052	163,416	194,410
令和5年度	個人	20,854	4,001	171,261	196,116
	団体	4,221	34	1,983	6,238
	合計	25,075	4,035	173,244	202,354

9 レファレンス（参考調査）サービス件数

(件)

区分	件 数		合計
	来館	メール	
令和4年度	253	0	253
令和5年度	207	3	210

注）中央図書館のみ実績

10 複写サービス件数

(件)

区 分	中央図書館		福祉の里図書館		合 計	
	件 数	枚 数	件 数	枚 数	件 数	枚 数
複写機（白黒）	484	3,604	162	594	646	4,198
複写機（カラー）		226		71		297
合計	484	3,830	162	665	646	4,495

注）令和5年度実績 中央図書館「複写機（白黒）」は、国会図書館デジタル化資料送信サービス印刷を含む。

11 朝霞地区4市の相互利用状況（登録者数・市別利用・貸出状況）

区 分	新座市民	朝霞市民	志木市民	和光市民	合 計
登録者数（人）	87,765	10,820	13,454	1,248	113,287
利用者数（人）	225,620	10,832	9,692	1,040	247,184
貸 出 数（冊）	597,795	24,406	20,840	2,999	646,040

注）令和5年度実績

12 相互貸借状況

（件）

図書館種別		借用	貸出
国立国会図書館		14	1
	県立熊谷図書館	216	42
	県立久喜図書館	55	44
	埼玉県教育センター	9	0
市立図書館		3,471	4,207
町村立図書館		289	456
県立大学図書館・埼玉大学図書館		17	0
点字図書館		104	0
その他（県外図書館など）		482	0
合 計		4,657	4,750

注）令和5年度実績

13 インターネット閲覧サービス利用状況

（件）

区分	利用館		合計
	[本館]	[里]	
令和4年度	585	188	773
令和5年度	585	521	1,106

14 参考資料室及び学習室利用状況

（人）

区分	参考資料室利用人数	学習室利用人数
令和4年度	3,255	6,194
令和5年度	3,094	8,827

注）令和5年度中央図書館のみ実績

15 にいざ電子図書館利用状況

年 度	登録者数※（人）	コンテンツ数（点）	貸出件数（点）	予約件数（点）
令和4年度	3,630	6,719	7,416	1,115
令和5年度	5,670	5,845	8,094	1,308

注）令和5年度実績

※ 各年度の数値については、令和3年8月20日（プレオープン）からの累計である。

16 主要指標

年 度			元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
人 口 (人)		A	165,987	166,247	165,741	165,611	166,038
登 録 者 数 (人)		B	116,251	119,022	120,806	123,222	125,516
利 用 者 数 (人)		C	294,367	221,397	240,665	240,855	269,643
開 館 日 数 (日)		D	1,407	1,235	1,393	1,501	1,700
所蔵数	資 料 総 数 (点)	E	460,368	455,929	447,825	453,904	455,330
	蔵 書 総 数 (点)	F	437,792	433,254	425,176	431,216	434,445
貸 出 点 数	総貸出点数 (点)	G	854,231	671,740	775,228	720,660	702,999
	蔵書貸出数 (点)	H	769,781	611,136	710,164	662,566	647,863
リクエスト件数 (件)		I	206,668	204,798	201,437	199,029	207,266
資料費決算額 (円)		J	33,100,140	33,406,171	25,397,384	29,707,409	29,707,580
登 録 率		K	70.04%	71.59%	72.89%	74.40%	75.59%
K = B / A × 100							
登録者1人当たり貸出		L	7.35	5.64	6.42	5.85	5.60
L = G / B			点	点	点	点	点
1日当たり利用者数		M	209.22	179.27	172.77	160.46	158.61
M = C / D			人	人	人	人	人
利用者1人当たり貸出		N	2.62	2.76	2.95	2.75	2.40
N = H / C			冊	冊	冊	冊	冊
蔵 書 回 転 度		O	1.76	1.41	1.67	1.54	1.49
O = H / F							
予 約 貸 出 率		P	24.19%	30.49%	25.98%	27.62%	29.48%
P = I / G × 100							
人口1人 当たり	蔵 書 点 数	Q	2.64	2.61	2.57	2.60	2.62
	Q = F / A		点	点	点	点	点
	貸 出 点 数	R	4.64	3.68	4.28	4.00	3.90
	R = H / A		点	点	点	点	点
	資 料 費	S	199.41	200.94	153.24	179.38	178.92
	S = J / A		円	円	円	円	円

注)

A 「人口」 → 4月1日現在の人口 (例: 令和5年度は、令和6年4月1日現在)

B 「登録者数」 → 各年度末現在の個人の登録者数。転出者等含めない。

D 「開館日数」 → 図書館、分館及びほととぶらざ図書室の年間開館日数の合計

E 「所蔵数 資料総数」 → 各年度末現在の所蔵資料総数

F 「所蔵数 蔵書総数」 → 各年度末現在の一般書、児童書・絵本及び紙芝居の総数

G 「総貸出点数」 → 利用者個人を対象とした、蔵書、雑誌、視聴覚資料、点字図書、音訳テープの貸出点数の合計

H 「蔵書貸出数」 → 蔵書 (一般書、児童書・絵本、紙芝居) に係る貸出点数

I 「リクエスト件数」 → 利用者個人から寄せられた借りたい資料の予約受付件数

J 「資料費決算額」 → 需要費のうち図書費の決算額

P 「予約貸出率」 → 「リクエスト件数」 (I) を総貸出点数 (G) で除したもの

※ 昭和56年から平成21年までの「主要指標」は、図書館ホームページの「図書館の刊行物」→「図書館要覧」→「平成25年度」で確認することが可能

VII 事業実施状況

I 実施状況一覧①

令和5年度

区 分		[本館]		[里]		参加 ボランティア 人数
		回数	延べ 参加人数	回数	延べ 参加人数	
講 座	朗読講習会 各1回 〔開催日〕6/15(木)、8/31(木)、1/18(木) 〔講師〕庄野輝子氏 3/21(木)〔講師〕齊藤禮子氏	4	22	—	—	—
	点訳講習会 〔開催日〕11/2(木)〔講師〕尾崎榮氏	1	6	—	—	—
	夏のワークショップ 〔開催日〕8/8(火)〔講師〕むらかみひとみ氏	1	18	—	—	—
	夏の科学遊び講座 〔開催日〕8/25(金)〔講師〕原田佐和子氏	1	19	—	—	—
	絵本講座 〔開催日〕10/15(日)〔講師〕五味ヒロミ氏	1	55	—	—	12
	子ども司書講座 〔開催日〕12/28(木)〔講師〕図書館職員	1	7	—	—	1
	図書館講座「スマホ写真講座」 〔開催日〕2/24(土)〔講師〕高嶋つぐみ氏	1	15	—	—	—
	はじめての読み聞かせ講座 〔開催日〕4/15(土)〔講師〕児玉ひろ美氏	—	—	1	19	—
	はじめての電子図書館 〔開催日〕4/25(火)〔講師〕職員	—	—	1	0	—
	本のフィルムかけに挑戦！ 〔開催日〕9/15(金)〔講師〕職員	—	—	1	10	—
	文学講座「出雲大社の謎」 〔開催日〕1/27(土)〔講師〕瀧音能之氏	—	—	1	33	—
	～本を彩る～水引でしおり作り 〔開催日〕3/9(土)〔講師〕職員	—	—	1	10	—
	合 計	10	142	5	72	13
○新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため中止とした講座 【中央図書館】 ・子どもの読書応援講座①絵本編 ②紙芝居編 ③はじめてブック、赤ちゃん絵本とわらべうた編 ④児童文学編						
児 童 奉 仕 事 業	おはなし会（毎週水曜日、午後3時30分～）	46	471	47	304	254
	ちいさなおはなし会（毎月第1・3金曜日） ※ あかちゃんタイムの代替事業として実施したもの	5	4	—	—	—
	ちいさなおはなしの時間（毎週日曜日、午前11時30分前後）	—	—	49	214	—
	出張おはなし会（毎月第2木曜日、午前9時10分前後）	—	—	6	129	—
	ひよこのおはなし会（不定期）	—	—	39	122	—
	「聞かせ屋。けいたろうさん」がやってくる！（2部構成）	1	92	—	—	—
	セタかざりをつくる会（3部構成）	1	28	—	—	2
	夏のちょっとこわ～いおたのしみ会	1	18	—	—	5
	冬のおたのしみ会	1	83	—	—	—
	こどもの日工作会 万華鏡をつくろう！	—	—	1	6	—

児童奉仕事業	ちいさなおはなしの時間 こどもの日スペシャル	—	—	1	6	—
	ちいさなかがく工作会 げこげこかえるをつくろう	—	—	4	16	—
	夏休み こども一日図書館員	—	—	1	8	—
	子ども人形劇	—	—	2	97	—
	ちょっとこわい夏のお楽しみ会	—	—	1	25	6
	ぐりとぐらのぼうしをつくろう！	—	—	1	12	—
	ちいさなおはなしの時間 お正月スペシャル	—	—	1	8	—
	なりきりおはなし会	—	—	1	7	—
	ぬいぐるみのおとまり会	—	—	1	37	—
	合 計	55	696	155	991	267

区 分		[本館]		[里]		参加 ボランティア 人数
		回数	延べ 参加人数	回数	延べ 参加人数	
映画会	子ども映画会（毎月第3土曜日、午前11時～）	—	—	12	132	—
	名画鑑賞会（毎月3日曜日、午後2時～）	—	—	12	103	—
	平和関連事業 夏の映画会 [開催日] 8/11（金・祝）	1	19	—	—	—
その他の事業	大人のためのおはなし会	1	19	—	—	—
	図書館カフェ※	1	114	—	—	—
	カフェ・デ・おはなし会 （図書館カフェ開催時間中に実施。合計4回）	1	199	—	—	—
	大人向けおはなし会	—	—	2	13	—
	夏休み展示イベント「影絵・切り絵の世界へ」	—	—	実施日数	延べ 参加人数	—
				4	71	
	図書館でおでかけ気分「花火と路面電車」	—	—	実施日数	延べ 参加人数	—
				1	71	
	「本のおび大賞」募集	—	—	実施日数	応募数	—
				41	104	
	ぐりとぐらクイズラリー	—	—	実施日数	延べ 参加人数	—
				13	31	
	新座総合技術高等学校×福祉の里図書館コラボ展示 にいそうPOPギャラリー@福祉の里図書館	—	—	実施日数	延べ 参加人数	—
				24	71	

その他の事業	宮沢賢治～銀河鉄道の夜～	—	—	1	13	—
	ハーブで絵本の世界へ	—	—	2	43	—
	あなたの知らないボードゲームの世界	—	—	1	16	—
	福祉の里児童センター×福祉の里図書館コラボ 夏休みフードパントリー	—	—	実施回数	延べ 提供数	—
				3	30	
	福祉の里児童センター×福祉の里図書館コラボ 春のフードパントリー	—	—	実施回数	延べ 提供数	—
				3	30	
	「どうぞのいす」コーナー設置	—	—	—	7リ-	—
	「本の処方箋」コーナー設置	—	—	—	7リ-	—
合 計		4	351	119	515	—

※延べ参加人数はコーヒー、クッキー及びジュースの売り上げ数の合計

I 実施状況一覧②

令和5年度

区 分		[本館]		[里]		参加 ボランティア 人数
		回数	延べ 参加人数	回数	延べ 参加人数	
定例又は 通年事業	学級訪問	学級数	対象人数	学級数	対象人数	4
		32	907	35	972	
	図書館訪問	学級数	対象人数	学級数	対象人数	—
		7	227	13	336	
	あかちゃんタイム ※7月から再開	7	37	9	78	22
	としょかん1ねんせいパックの配布	配布者数	新規 登録者数	—	—	—
		1,368	110			
	リサイクルブックフェア	実施日数	配布冊数	実施日数	配布冊数	—
		4	811	4	403	
	リサイクル資料提供事業 (随時。本館は自由本棚含む)	(図書)	3,499	(図書)	2,828	—
		(雑誌)	2,142	(雑誌)	1,915	
定例又は 通年事業	本のおみくじ！おたのしみ袋	1	貸出数	—	—	—
			327			
	本の福袋（30セット）※1セット3冊	—	—	1	貸出冊数	—
				90		
	おすすめパック（随時）※1セット3冊	—	—	—	貸出冊数	—
					1,389	
	俳句ポストの設置 (特選：1句、佳作：8句、入選：19句、合計28句)	—	—	実施回数	投句数	—
				12	296	
	としょかんに「〇〇」をとばそう	—	—	10	参加人数	—
					171	
	○新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため中止とした定例又は通年事業					
【中央図書館】						
・おたのしみ会						
・おはなし会マラソン						
・ブックトーク勉強会						
【福祉の里図書館】						
・あかちゃんタイムでわらべうた						
・図書館ボランティア全体会議※書面送付						
・ブックスタート事業「はじめてブック」						
・中学校職場体験学習の受入れ						
・中学校職場体験学習の受入れ						

2 フェスティバル実施結果

(1) 子ども読書フェスティバル（4月～5月）

【参考】4月23日 子ども読書の日、4月23日～5月12日 こどもの読書週間

事業名		日程	場所	講師・内容	参加人数（人）
特集展示	『「聞かせ屋。けいたろう」さんの本&おすすめの本』（児童）	5月2日（火）～ 5月31日（水）	中央図書館		
	『「聞かせ屋。けいたろうさん」がやってくる!』	5月13日（土） 第1部 午前10時～ 第2部 午前11時～	中央図書館	坂口 慶 （聞かせ屋。けいたろう）	92
子ども読書週間フェスティバル 合計					92

(2) 秋の読書週間フェスティバル（10月～11月）

【参考】10月27日 文字・活字文化の日、10月27日～11月9日 読書週間

事業名		日程	場所	講師・内容	参加人数（人）
特集展示	「五味ヒロミ先生の本・おすすめの本」（一般・児童）	9月1日（金）～ 10月31日（火）	中央図書館		
	「あなたのおすすめの本、教えてください」（一般・児童）	10月1日（日）～ 10月31日（火）	中央図書館	利用者から寄せられたおすすめ本をコメントとともに展示した。	
イベント等	図書館カフェ	10月8日（日） 午前11時～午後3時	中央図書館	café こもれび	114※
	「カフェ・デ・おはなし会」	10月8日（日） 午前11時～	中央図書館	市内ボランティア2団体 （ぼけっと・のびっこおはなし隊）	199
	絵本講座 「五味ヒロミ氏講演会」 絵本を通して伝えたいこと	10月15日（日） 午後2時～3時30分	市民会館2階 第一会議室	五味ヒロミ	55
	「大人のためのおはなし会」	11月3日（金・祝） 午後2時～	中央図書館	市内ボランティア2団体 （にいざまめの会、図書館朗読ボランティアグループ・こだま）	19
秋の読書週間フェスティバル 合計					387

※延べ参加人数はコーヒー、クッキー及びジュースの売り上げ数の合計

3 障がい者奉仕事業

(1) 学習会

年 度	朗 読		点 訳	
	回 数（回）	人 数（人）	回 数（回）	人 数（人）
令和4年度	11	7	21	8
令和5年度	13	6	12	7

注）回数については、講習会を含まない。人数は実人数である。

(2) 障がい者サービス利用状況

年 度	利用登録者数 (人)	対面朗読		録音資料 貸出 (点)	点字資料 貸出 (点)	宅配		郵送	
		延 人数	延 時間			実利用 者数 (人)	回数 (回)	実利用 者数 (人)	回数 (回)
令和 4 年度	198	11	17	15	44	10	82	1	11
令和 5 年度	206	2	4	698	41	11	83	3	149

4 児童奉仕事業

(1) ブックスタート事業「はじめてブック」(中央図書館)

・ 3～4 か月児健康診査を対象に実施する事業。

保健センターでの集団検診中止のため、令和 3 年度から休止中。ブックリストのみ配布中。

(2) 学級訪問 図書館訪問

令和 5 年度

学校数	学年	学級数 (クラス)	対象人数 (人)	ボランティア 延べ人数 (人)
学 級 訪 問 市内小学校 13 校	1 年	30	846	0
	2 年	21	572	0
	3 年	7	204	0
	4 年	8	241	2
	5 年	-	-	-
	6 年	-	-	-
	特別支援	1	16	2
学級訪問合計		67	1,879	4
図 書 館 訪 問 市内小学校 3 校	2 年	18	474	—
	3 年	2	68	—
図書館訪問合計		20	542	—
学級訪問 図書館訪問合計		94	2,421	4

(3) ブックトーク勉強会

・ 図書館ボランティア向けに行う事業

新型コロナウイルス感染症防止のため、令和 2 年度から休止中

5 ボランティア

令和 6 年 4 月 1 日現在

新座市立図書館ボランティア	登録人数 102 人
---------------	------------

〈視聴覚ライブラリーの部〉

Ⅷ 視聴覚ライブラリーの概要

Ⅰ 位置

名 称	住 所	TEL・FAX
新座市立視聴覚ライブラリー	新座市野火止一丁目１番２号 新座市立中央図書館内	TEL 048-481-1115 FAX 048-482-4595

Ⅱ 業務の内容

機材及び資料の所蔵及び貸出

Ⅲ 利用の対象

市内の学校、社会教育施設、事業所、機関又は団体で団体登録し、貸出券の交付を受けた団体

なお、団体登録をする際は、代表者の住所が確認できるもの（免許証等）を持参して申請する。

Ⅳ 利用手続

貸出券を持参して申請する。16ミリ映写機材及び16ミリフィルム貸出時は、併せて「16ミリフィルム映写機操作技術講習会修了証」を持参して申請する。

3か月前から予約が可能で電話又は直接、視聴覚ライブラリー窓口で受付する。

Ⅴ 機材等の貸出数量・貸出期間

資料・機材名		貸出数量	貸出期間
資料	映画フィルム・録画テープ	3本(組)以内	3日以内
	その他の資料	館長指定	館長指定
機材	映写機材一式	一式	3日以内
	ビデオ機材一式	一式	7日以内
	その他の機材	館長指定	館長指定

Ⅵ 休館日及び開館時間

中央図書館に準ずる。

Ⅸ 所蔵状況

Ⅰ 所蔵機材

(Ⅰ) 館内利用機材（会議室設置）

機材の名称	数量
スピーカー	1組
SRスクリーン（2,586×1,615）	1本

(2) 貸出用機材

令和 6 年 4 月 1 日現在

機材の名称		内容	数量
映写機材	16ミリ映写機	X-310 (簡易)	2台
	16ミリ映写機付属品	リール (長時間用)	6本
		専用スピーカー	1台
ビデオ機材	液晶プロジェクター	単体型	5台
	液晶プロジェクター接続用再生機	DVD/BLデッキ (スピーカー付き)	4台
	プレゼンター	教材提示装置	1台
音響機材	ワイヤレスアンプ式	ワイヤレスアンプ (ワイヤレスマイク 2 本セット)	2台
	有線マイク	ワイヤレスアンプ接続用	4本
	マイクスタンド	卓上型 (3 台) スタンド型 (3 本)	6台
その他	スクリーン	パンタグラフ式	2本
		スタンド式	2本

2 資料別所蔵資料 (貸出用)

16ミリ映画フィルム (点)	VHSソフト (点)	DVDソフト (点)	合計 (点)
208	182	36	426

※ 貸出用 16ミリ映画フィルム、VHS・DVDソフトのリストは図書館ホームページに掲載。

X 利用状況

1 登録団体数 (新規)

年度	登録団体数
令和 4 年度	6
令和 5 年度	11

2 機材の貸出回数・貸出日数

機材の名称		令和 4 年度		令和 5 年度	
		貸出回数 (回)	貸出日数 (日)	貸出回数 (回)	貸出日数 (日)
映写機材等	16ミリ映写機	0	0	0	0
	プレゼンター (教材提示装置)	2	13	4	27
	液晶プロジェクター一式	34	114	54	154
その他の機材	スクリーン	23	78	31	89
	ワイヤレスアンプ式	10	21	22	52
	有線マイク	1	3	1	2
	マイクスタンド	0	0	2	10
	16ミリフィルム	3	9	3	9
	VHSソフト	0	0	0	0
	DVDソフト	0	0	0	0

〈新座市立図書館及び視聴覚ライブラリーの沿革〉

昭和30年～

西暦	年月日	事 項
1955	S30.2.1	・ 片山村片山公民館（現片山一丁目20番5号）開設。図書室（12㎡）を設置
	30.3.1	・ 大和田町と片山村の合併により新座町発足
1957	32.4	・ 県立移動図書館「むさしの号」が大和田町役場庁舎（現野火止六丁目3番33号）と片山公民館へ巡回開始
1960	35.4	・ 県立移動図書館「むさしの号」の巡回場所を大和田町役場庁舎から大和田中学校（現野火止小学校）に変更
1962	37.4.1	・ 大和田町役場庁舎を大和田公民館に改修開設。図書室（7.4㎡）を設置
1964	39.4	・ 県立移動図書館「むさしの号」の巡回場所が大和田中学校（現野火止小学校）から大和田公民館に変更
1965	40.9	・ 大和田公民館と片山公民館で図書貸出を開始。蔵書数250冊、1人2冊、2週間 大和田公民館 火曜日 午後1時～午後5時 片山公民館 金曜日 午後1時～午後5時
	40.12	・ 公民館図書室に図書235冊を追加購入。寄贈本等を加え蔵書数823冊となる。
1968	43.9.25	・ 県立移動図書館「むさしの号」の巡回場所、貸出冊数を変更。月1回、3冊 富士見丘団地 午後1時30分～2時10分 石神会館 午後2時30分～3時10分
1970	45.11.11	・ 市制施行（人口77,542人、世帯数21,963世帯）
1972	47.2.28	・ 県立移動図書館「一日図書館」が新座団地で貸出を開始（午前10時30分～午後3時、1人3冊）
	47.3.7	・ 県立移動図書館「むさしの号」、富士見丘団地への巡回を中止
	47.5.	・ 県立移動図書館「むさしの号」、新たに八区会館（現栄会館）へ巡回を開始（石神会館は継続）
	47.6	・ 公民館での貸出日と時間を変更 大和田公民館 金曜日 午前10時～午後4時 片山公民館 火曜日 午前10時～午後4時
1973	48.6	・ 県立移動図書館「むさしの号」、新たにわかび幼稚園（現東一丁目8番12号）へ巡回開始（市内巡回箇所3か所に）
	48.6.8	・ 埼玉県公共図書館協議会加盟館間で「埼玉県公共図書館等の資料相互貸借に関する協定」を締結
1974	49.3	・ 県立移動図書館「むさしの号」の巡回終了
	49.6.17	・ 移動図書館「あおぞら号」を購入し巡回貸出しを開始
1976	51.3.1	・ 大和田公民館（現野火止公民館）を野火止4丁目10番6号へ新築、移転。移動図書館「あおぞら号」の拠点施設とする。
	51.7	・ 大和田公民館図書室（現野火止公民館）で図書貸出を再開（木曜日午前9時～午後9時）
	51.8.21	・ 新座市市民会館・図書館計画委員会発足。「新座市市民会館・図書館建設計画について」諮問
1977	52.2.22	・ 新座市市民会館・図書館建設計画委員会、「新座市市民会館・図書館建設計画について」中間答申を提出
	52.4.1	・ 図書館開設準備室を設置
	52.7.20	・ 新座市市民会館・図書館建設計画委員会「新座市市民会館・図書館建設計画について」答申
1978	53.3.20	・ 新座市立中央図書館の新築工事着工
	53.4.1	・ 図書館事務の電算化に備え、購入図書にバーコード・ラベルを貼布
	53.4.18	・ 視聴覚ライブラリー設立準備委員会を庁内に発足
	53.5.1	・ 中央公民館を新築（片山公民館を廃止）
	53.5.2	・ 中央公民館図書室で図書貸出を開始（火曜日 午後1時～午後5時） ・ 大和田公民館図書室の図書貸出時間を変更（木曜日 午後1時～午後5時）
1979	54.3.6	・ 県立移動図書館「一日図書館」の巡回を終了
	54.3.20	・ 中央図書館新築工事完了
	54.4.1	・ 新座市立図書館条例及び新座市図書館規則を施行 ・ 既設の中央公民館図書室及び大和田公民館図書室を図書館分館とする。
	54.6.1	・ 落成式挙行 ・ 新座市立図書館協議会発足
	54.6.25	・ おはなし会開始
	54.8.2	・ こども映画会開始
	54.11.1	・ とまと文庫（民設民営）解散、蔵書2千冊を寄贈。同所に新座団地分室を設置
1980	55.5.22	・ 埼玉県公共図書館協議会で「図書館間図書資料相互貸借要領」を制定
	55.9	・ 新堀小学校内に新堀分室を設置
1981	56.2.24	・ 大活字本の貸出を開始
	56.3	・ 栄小学校内に栄分室を設置
	56.5.14	・ 点字講習会の開始
	56.6	・ コミュニティセンター分室を設置（現東北コミュニティセンター）
	56.7.1	・ 新座市立視聴覚ライブラリー条例及び新座市立視聴覚ライブラリー規則施行。中央図書館内に新座市立視聴覚ライブラリーを設置
	56.12.17	・ 朗読講習会の開始
1982	57.2	・ 野寺小学校内に野寺分室を設置
1983	58.4	・ 栄小学校内の栄分室を廃止
	58.4.1	・ 対面朗読サービスの開始・点訳サービスの開始
	58.5	・ 栄公民館閉館。栄公民館図書室を図書館分館として開設
	58.7	・ 石神小学校内に石神分室を設置
1984	59.5	・ 栗原公民館閉館。栗原公民館図書室を図書館分館として開設
	59.9	・ 移動図書館「あおぞら号」買替え（2台目）
1985	60.5.10	・ コンパクト・ディスクの貸出開始

	60.6.14	・ マイクロフィルムリーダー・プリンター設置
	60.10	・ 新堀小学校内の新堀分室を廃止
		・ コミュニティセンター分室を廃止し、東北コミュニティセンター図書室を図書館分館として開設
	60.11	・ 西堀・新堀コミュニティセンター図書室を図書館分館として開設
1986	61.5	・ 畑中公民館開館。畑中公民館図書室を図書館分館として開設
		・ 旧大和田公民館を野火止公民館に改称
1987	62.4.10	・ ビデオディスクの館内視聴開始
	62.4.17	・ ビデオテープの貸出開始
	62.5	・ 大和田公民館開館。大和田公民館図書室を図書館分館として開設
	62.11.10	・ 朝霞地区四市による「四市図書館連絡会」発足
1990	H2.2	・ 池田小学校内に池田分室を開設
	2.4.1	・ 埼玉県公共図書館協議会で「図書館間視覚障害者用録音・点字資料相互貸借要領」を制定
	2.10.30	・ 国木田独歩像（嶋根岳雄氏寄贈）序幕
1991	3.10.1	・ 東久留米市立図書館、新座市民への開放開始
1992	4.4.30	・ CD-ROM用パソコン導入
	4.8.1	・ コンピュータ・システムの設計業務委託契約を日本アイ・ピー・エム㈱と締結
	4.9.12	・ 学校週5日制導入に伴いサタデープラン事業開始
1993	5.1	・ 栄公民館図書室及び池田分室を廃止
	5.1.12	・ 朝霞地区四市公立図書館相互利用協定締結
	5.2.1	・ 朝霞地区四市公立図書館相互利用制度の発足
	5.4.1	・ コンピュータによる業務開始
		・ 貸出冊数を図書「3冊以内」から「6冊以内」に変更
	5.6.1	・ 中央図書館の開館時間を「午前9時30分～午後5時30分」を「午前9時30分～午後6時」、水曜日は「午前9時30分～午後7時」に変更
	5.6.17	・ 図書館資料の回収、配送（物流）業務の開始
	5.7.1	・ 福祉の里図書館開館
1996	8.4.1	・ 新座市立視聴覚ライブラリー運営委員会を廃止
	8.8.1	・ 「分館、分室及び移動図書館の見直しについて」図書館協議会へ諮問
	8.10.1	・ 中央図書館の機構改革（奉仕係の一係制を庶務係と奉仕係の二係制へ）
	8.10.15	・ 「分館、分室及び移動図書館の見直しについて」図書館協議会から答申
	8.9	・ 移動図書館「あおぞら号」買い替え（3台目）
1997	9.4.1	・ 栗原公民館図書室、東北コミュニティセンター図書室及び西堀・新堀コミュニティセンター図書室の開館日数及び開館時間を拡大（週2日、午前10時から午後5時まで）
		・ 畑中公民館図書室及び野火止公民館図書室を閲覧専用分館に変更
1998	10.4.1	・ コンピュータ・システムを切替え。分館・分室との完全オンライン化実施
		・ 中央図書館の休館日を変更（日曜日と重なる祝日を開館日とする）
	10.6.1	・ 貸出冊数を、図書「6冊以内」から「10冊以内」に、雑誌「1冊」から「3冊以内」に変更
		・ 畑中公民館へ返却用ブックポストを設置
	10.7.1	・ 栗原公民館図書室、東北コミュニティセンター図書室及び西堀・新堀コミュニティセンター図書室の3分館に利用者用端末機を設置
	10.8.21	・ 図書館サービスの充実と利用者の確保のための市立図書館の運営について、図書館協議会へ諮問
	10.11	・ 中央図書館開館20周年事業を実施 ① 新座20年の歩み ② 講演と絵本の原画展 ③ 図書館利用QandA
	10.12.18	・ 図書館サービスの充実と利用者確保のための市立図書館の運営について、図書館協議会から答申を受領
1999	11.3.31	・ 日本図書館協会、日本視聴覚教育協会、埼玉県公立図書館協議会連合会を退会
	11.4.1	・ 休館日、開館時間及び分館、分室の運営体制を変更 ① 土曜日と重なる祝日を開館（福祉の里図書館を除く。） ② 毎週水曜日の時間延長を廃止し、6月～8月の期間、土、日を除き午後7時まで開館（福祉の里図書館を除く。） ③ 館内整理日を月末日から7月及び8月を除く毎月第4木曜日に変更 ④ 畑中公民館図書室及び野火止公民館図書室の図書館分館廃止 ⑤ 中央公民館図書室を閲覧専用分館に変更 ⑥ 新座団地の開館時間を午前10時から午後5時まで延長 ⑦ 移動図書館の駐車地点変更（野火止公民館駐車場及び前原駐車場への巡回を廃止して7地点を5地点とする。）
	11.7.1	・ 石神小学校の大規模改修工事に伴い石神分室休館
	11.10.1	・ 機構改革（係制を廃し動態制を導入）
2000	12.3.2	・ 石神小学校の大規模改修工事が完了し、石神分室を再開
2001	13.4.1	・ 中央図書館で祝日開館開始（月曜日を除く）
	13.12	・ 東北コミュニティセンター図書館分館廃止
2002	14.2.1	・ にいざほっとぶらざ図書室の開館に伴い図書館システム新規契約
		・ にいざほっとぶらざ(生涯学習センター、男女共同参画推進プラザ)オープン
		・ 中央図書館で祝日に当たる月曜日の開館開始
	14.4.1	・ 朝霞地区四市図書館利用者カード共通化開始
	14.6.1	・ 移動図書館におけるコンピュータオンライン検索サービスの開始
2003	15.4.1	・ 中央図書館、福祉の里図書館、5分館の図書館システム切替
		・ にいざほっとぶらざ（生涯学習センター、男女共同参画推進プラザ）で月曜開館（毎月第4月曜日を除く）開始
		・ 中央図書館でブックスタート事業開始

	15.6.1	・ 図書館ホームページ開設
	15.7.15	・ 中央図書館及び福祉の里図書館においてインターネット閲覧サービス開始
	15.10.16	・ 市内図書館及び分館に設置された利用者端末機からの図書の予約サービス開始
	15.11.1	・ ビジネス支援コーナー設置
	15.11.6	・ 図書館ホームページからの図書の予約サービス開始
2004	16.1	・ 大和田公民館図書室の開館日変更 ・ 移動図書館「あおぞら号」の巡回日程変更
	16.1.21	・ 中央公民館図書室での貸出開始
	16.3.2	・ 中央図書館、福祉の里図書館及び分館に設置された利用者端末機で図書及び紙芝居の自動貸出サービス（利用者自身による貸出操作）開始
2005	17.1.1	・ 機構改革により、中央図書館及び福祉の里図書館の組織が担当制から係制に変更
	17.3.31	・ 埼玉県視聴覚教育連絡協議会退会
	17.4.1	・ 雑誌、ビデオテープ及び貸出用DVDの予約受付開始（カウンター受付のみ） ・ 予約確保資料の電子メール通知開始 ・ 図書館ホームページ及び利用者端末機からの予約取消サービス開始
	17.6.30	・ 石神分室及び野寺分室廃止
	17.10	・ 大和田公民館図書室及び中央公民館図書室の開館日増加
	17.10.1	・ 図書館ホームページ及び利用者端末機からの雑誌と視聴覚資料の予約サービス開始
2006	18.6.30	・ 移動図書館「あおぞら号」廃止
	18.9	・ 図書館ホームページのリニューアルによる新着案内の掲載
	18.10	・ 新座団地分室の名称を新座団地図書室に変更及び開館日増加 ・ 携帯電話からの図書館資料の検索及び予約サービス開始
2007	19.3	・ 新座市子ども読書活動推進計画の策定
	19.11	・ 新座市子ども読書活動推進計画の実施計画の策定
	19.12.4	・ メールレファレンスサービス開始 ・ 図書館ホームページでのフリーワード検索開始
	19.12.4	・ 新聞記事、官報、法令等を検索できる利用者端末機の設置（中央図書館のみ）
2008	20.4	・ 児童コーナーの環境整備のため、壁面及びカーテンの修繕と児童雑誌書架及び掲示板の入替えを実施
	20.6.7	・ 平成20年度新座市民総合大学で、中央図書館が文学部子どもの読書応援学科を担当
	20.9	・ 中央図書館及び福祉の里図書館にヤングアダルトコーナーを新設
2009	21.3.4	・ 中央図書館及び福祉の里図書館で、新座市子どもの読書応援サポーターの活動開始
	21.4.3	・ 新座市立図書館ボランティア委嘱開始
	21.6.6	・ 中央図書館開館30周年記念絵本講座実施
2010	22.1.1	・ 予約に係る取扱基準の改廃
	22.4～11	・ 市制施行40周年・国民読書年記念事業を実施
	22.6.1	・ 福祉の里図書館住居表示に変更
	22.12.7	・ 新座市立図書館ボランティア設置要綱改正
	22.12	・ 図書館システム機器変更 ・ 図書館ホームページのリニューアルによる検索項目の追加、一括予約機能、こどもページの新設等 ・ いざほっとぶらざ図書室の検索用コンピュータで、自動貸出サービス開始
2011	23.2	・ 「読書活動推進ボランティア」利用者カードの発行開始
	23.3	・ 第2次新座市子ども読書活動推進計画策定（ホームページには6月付で掲載）
	23.4.1	・ 朝霞地区四市公立図書館相互利用（試行）実施要綱及び朝霞地区四市公立図書館相互利用（試行）実施要領の廃止 ・ 朝霞地区四市公立図書館相互利用事業実施要綱及び朝霞地区四市公立図書館相互利用事業実施要領施行
	23.5	・ ホームページからの貸出期間の延長手続開始 ・ ホームページに「DVD／ビデオ検索」追加 ・ 「利用者端末機」を「検索用コンピュータ」に、「ヤングアダルトコーナー」を「ティーンズコーナー」に名称変更と、それに伴う利用案内の改訂
	23.7	・ オンライン（ホームページ及びモバイル版）でのパスワード発行（及び再発行）開始 ・ 公民館・コミュニティセンターの臨時休館に伴い、公民館・コミュニティセンター
	23.7	・ 図書室の臨時休館を実施（7～9月）節電のため、7、8月の中央図書館開館時間延長を中止
2012	24.1	・ 「雑誌スポンサー事業」開始
	24.4	・ 「としょかん一年生事業」開始 ・ 新座市立図書館条例一部改正
	24.5	・ 大型絵本リストを図書館ホームページに掲載
	24.6.1	・ 耐震補強等改修工事のため中央図書館が休館、中央図書館1階カウンターに臨時窓口を設置 ・ 中央図書館休館に伴い、市内5分館に臨時開館日を設ける。
	24.6	・ 市内、池田小学校、栄小学校、新座小学校、福祉の里へ、中央図書館図書等の資料を一時保管のため移動（6月3日・10日）
	24.6.11	・ ほっとぶらざ図書室、東北出張所移転に伴う改修工事のため、1階で実施している図書室サービスを一時休止（6月11日～25日）
	24.6.12	・ 中央図書館臨時窓口を中央図書館事務室に移設
	24.8.1 ～31	・ 中央公民館図書室、西堀・新堀コミュニティセンター図書室、大和田公民館図書室、冷暖房設備の改修に伴う工事のため休館
	24.8	・ 中央図書館事務室の臨時窓口に戻却用ブックポストを設置
	24.11.1	・ 野火止公民館移転に伴い返却用ブックポストをふるさと新座館に移設
	24.11.15	・ 新座駅南口に返却用ブックポストを新設
2013	25.1	・ 福祉の里図書館であかちゃんタイム試行開始
	25.1.8	・ 中央図書館臨時窓口を駐輪場に設置したプレハブへ移設

	25.3	・ 市内、池田小学校、栄小学校、新座小学校、福祉の里から、中央図書館図書等の資料を利用再開に備え移動（3月2日・9日）
	25.3.16	・ 中央図書館臨時窓口を中央図書館1階カウンターへ移設
	25.5.1	・ 中央図書館リニューアルオープン ・ 市内5分館の臨時開館を終了
	25.7	・ あかちゃんタイム本格実施（中央図書館、福祉の里図書館）
	25.7.17	・ 中央図書館に防犯カメラ設置
	25.9	・ 利用者カードのデザインを新座市イメージキャラクター「ゾウキリン」に変更
	25.11.19	・ 新座市立図書館雑誌スポンサー実施要綱改正
	25.12.10	・ 新座市立図書館ボランティア設置要綱改正 ・ 新座市子どもの読書応援サポーター設置要綱改正
2014	26.2.1	・ 貸出レシートの使用開始（返却期限票に替えて配布）
	26.4	・ 音声版新着案内を、図書館ホームページに掲載
	26.2.22 ～4.22	・ 都内公共図書館における「アンネの日記」関連図書の破損被害を受け、中央図書館、福祉の里図書館及び ほっとぶらざ図書室で関連図書の別置を実施
	26.6.1	・ 予約資料確保メールに資料タイトルの記載を開始
	26.7.20 ～9.7	・ 東北コミュニティセンターの耐震補強等改修工事に伴う休館に伴い、東北コミュニティセンター設置のブ ックポストの利用を休止
	26.7～8	・ 福祉の里図書館及び中央公民館図書室のブックポスト修繕
	26.7.23	・ 中央公民館のブックポストを建物内（自動ドア内側）に移動
	26.7	・ 「読書貯金通帳事業」を中央図書館にて実施、「読書貯金通帳」の配布を開始
	26.8	・ 検索用コンピュータ、図書館ホームページからの予約確保連絡方法に「電話」を追加 ・ 新座団地図書室の空調機交換工事
	26.10	・ 書籍消毒機を中央図書館に導入
	26.11	・ 暗号化方式の脆弱性に対するセキュリティ強化のため、図書館サーバーでSSL3.0を無効化 ・ 貸出レシートの資料IDの印字開始、返却期限の西暦表記4桁から2桁へ変更 ・ 中央図書館に「子育て支援コーナー」を設置
	26.12.28	・ 図書館旧利用者カード（8桁）の利用終了（現行の10桁カードへの切替）
2015	27.2	・ ほっとぶらざ図書室に「子育て支援コーナー」を設置
	27.3	・ 福祉の里図書館に「子育て支援コーナー」を設置
	27.3	・ 新座団地図書室に防犯用パトライトを設置
	27.4	・ 中央図書館が子どもの読書活動優秀実践図書館として文部科学大臣表彰を受賞
	27.6	・ 新座市立図書館会議室利用申請事務取扱要領を施行 ・ 平成27年度新座市民総合大学で、中央図書館が文学部子どもの読書応援学科を担当（本年度で終了）
	27.7	・ 中央図書館に「平和資料コーナー」を設置 ・ 大和田公民館図書室の開館時間を午前10時から午後5時まで延長 ・ 大和田公民館図書室の開館時間変更に伴う新座市立図書館規則の一部改正
	27.10.24	・ 中央図書館にて「図書館カフェ」を実施
2016	28.3	・ 中央図書館にて「春の本 おたのしみ袋 貸出事業」実施 ・ 第3次新座市子ども読書活動推進計画策定（ホームページには3月付で掲載） ・ 中央図書館に「新座市にゆかりのある人物コーナー」を設置 ・ 中央図書館の「名画鑑賞会」「子ども映画会」を終了
	28.4	・ 福祉の里図書館の「子ども映画会」が1日2回から1回に変更
	28.4.1	・ 西東京市との図書館相互利用開始 ・ 栗原公民館図書室の開館日変更に伴う新座市立図書館規則の一部改正 ・ 中央図書館の利用時間に係る新座市立図書館規則の一部改正 ・ 栗原公民館図書室、西堀・新堀コミュニティセンター図書室の運営管理委託開始
	28.5.1	・ 視聴覚資料の貸出数量及び期間に係る新座市立図書館規則の一部改正
	28.11.17 ～30	・ 図書館システム更新と蔵書点検のため休館（にいがほっとぶらざ図書室及び栗原公民館図書室は11月 29日まで）
	28.12.1	・ 図書館システム、図書館ホームページリニューアル
2017	29.3.1	・ 中央図書館にて、国立国会図書館デジタル化資料送信サービスの提供開始
	29.5.1	・ 中央図書館にてリサイクル雑誌の提供を開始
	29.6	・ 福祉の里図書館にてリサイクル雑誌の提供を開始
	29.7.1	・ 中央図書館、1階に点字図書・LLブックコーナーを設置
2018	30.1	・ 新座市立図書館雑誌スポンサー事業実施要綱一部改正
	30.3	・ 新座市立図書館条例改正
	30.5	・ 新座市立図書館ボランティア設置要綱改正 ・ 新座市子どもの読書応援サポーター設置要綱改正
	30.6.1	・ 中央図書館、福祉の里図書館、にいがほっとぶらざ図書室に、オリンピック・パラリンピック図書コー ナーを設置
2019	31.3	・ 中央図書館にて「当たりつき！おたのしみ袋 貸出事業」実施
	31.3.31	・ 新座市子どもの読書応援サポーター設置要綱廃止
	31.4.1	・ 新座市立図書館規則改正 ・ 図書貸出冊数20冊に増加・分館開館日変更 ・ 福祉の里図書館及び分館の指定管理者制度を導入 ・ 書籍消毒機を福祉の里図書館に導入
	R1.5	・ 中央図書館にてリサイクル本の提供を開始
	R1.6	・ 福祉の里図書館にてリサイクル本の提供を開始
2020	2.2.1	・ 新型コロナウイルス感染拡大防止対策により新座市立図書館3月31日まで実施事業を中止

	2.3.2	・ 新型コロナウイルス感染拡大防止対策により市内小中学校臨時休校期間中の児童・生徒の利用制限を開始
	2.3.3	・ 新型コロナウイルス感染拡大防止対策により福祉の里図書館 3 月 31 日まで臨時休館
	2.3.4	・ 新型コロナウイルス感染拡大防止対策により中央図書館 3 月 31 日まで学習室を閉鎖
	2.3.11	・ 新型コロナウイルス感染拡大防止対策により中央図書館及びほっとぶらざ図書室 3 月 31 日まで滞在型サービスを休止
	2.3.19	・ 新型コロナウイルス感染拡大防止対策により市内小中学校臨時休校期間中の児童・生徒の利用制限を解除
	2.3.31	・ 新型コロナウイルス感染拡大防止対策により新座市立図書館の 4 月実施事業の中止
	2.4.1	・ 新型コロナウイルス感染拡大防止対策により中央図書館、ほっとぶらざ図書室及び分館 4 月 19 日まで開架書架への立ち入り制限を開始、臨時窓口による予約引渡しサービスを開始
	2.4.1	・ 新型コロナウイルス感染拡大防止対策により福祉の里図書館 4 月 19 日まで臨時休館を延長、臨時窓口による予約引渡しサービスを開始、福祉の里図書館受け取りの新規予約受付を再開
	2.4.7	・ 1 都 1 府 6 県に改正新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令
	2.4.9	・ 新型コロナウイルス感染拡大防止対策により中央図書館、福祉の里図書館、ほっとぶらざ図書室及び分館 5 月 6 日まで臨時休館、窓口サービスの休止、予約受付の休止
	2.5.1	・ 新型コロナウイルス感染拡大防止対策により中央図書館、福祉の里図書館、ほっとぶらざ図書室及び分館 5 月 31 日まで臨時休館を延長、窓口サービスの休止、予約受付の休止
	2.6.1	・ 中央図書館、福祉の里図書館、ほっとぶらざ図書室、分館及び分室の新規予約受付再開
	2.6.2	・ 中央図書館、福祉の里図書館及び分館は滞在型サービスのみ制限して開館 ほっとぶらざ図書室は開架書架への立入不可、予約資料引渡しサービスを再開
	2.8.4	・ ほっとぶらざ図書室の開架書架への立入を可とする開館
	2.9.9	・ 中央図書館での規模を縮小したおはなし会を再開
	2.11.10	・ 中央図書館学習室（15 席、申込制）の再開、福祉の里図書館でのおはなし会の再開
2021	3.1.12	・ 公民館及びコミュニティセンターの開館時間縮小に伴い、ほっとぶらざ図書室及び分館での予約資料の引渡し時間を午後 9 時 30 分から午後 8 時までに縮小
	3.3.31	・ 生涯学習センター（ほっとぶらざ）の開館に伴い、ほっとぶらざ図書室を閉室
	3.4.1	・ 新座市立図書館条例一部改正（中央図書館：6 月～8 月の開館延長を廃止）
	3.4.13	・ 東北コミュニティセンターで予約資料の引渡しサービスを開始
	3.9.1	・ 「にぎ電子図書館」サービスの提供開始
2022	4.3.31	・ 新座市と西東京市の図書館相互利用終了
	4.4.1	・ 休館日の運営体制を変更（業務見直しのため、中央図書館の 7 月及び 8 月の館内整理日を休館とする）
	4.8.2	・ 栗原 5 丁目図書サービススポット（通称：ビブリア）を開設
	4.11.8 ～30	・ 図書館システム更新と蔵書点検のため休館（栗原公民館図書室及び新座団地図書室は 11 月 29 日まで）
	4.12.1	・ 図書館システム、図書館ホームページリニューアル
2023	5.1.26	・ 市役所 1 階に自由本棚を設置
	5.3	・ 第 4 次新座市子ども読書活動推進計画策定
	5.5.9	・ 中央図書館学習室の座席数拡大（15 席から 35 席）、館内の閲覧席数の拡大
	5.11.14	・ 中央図書館に公衆無線 LAN（Wi-Fi）を設置



<<図書館関係例規>>

○新座市立図書館条例

昭和 54 年 3 月 26 日
 条例第 2 号

(設置)

第 1 条 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号。以下「法」という。)第 10 条の規定に基づき、新座市立図書館(以下「図書館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
新座市立中央図書館	新座市野火止一丁目 1 番 2 号
福祉の里図書館	新座市新塚一丁目 4 番 5 号

2 新座市立中央図書館に分館を置き、その名称及び位置は次のとおりとする。

名称	位置
新座市立中央公民館図書室	新座市道場二丁目 14 番 12 号
新座市立栗原公民館図書室	新座市栗原三丁目 8 番 34 号
新座市立大和田公民館図書室	新座市大和田一丁目 26 番 16 号
新座市西堀・新堀コミュニティセンター図書室	新座市新堀一丁目 5 番 9 号
新座団地図書室	新座市新座三丁目 3 番 16 号

(平 5 条例 19・平 22 条例 3・平 30 条例 21・一部改正)

(事業)

第 3 条 図書館は、法第 3 条の規定に基づき、次の事業を行う。

- (1) 図書館資料(法第 3 条第 1 号に規定する図書館資料をいう。以下同じ。)を収集し、整理し、及び保存すること。
- (2) 図書館資料を利用に供すること。
- (3) 読書案内、読書相談その他図書館資料の利用のための相談に応じること。
- (4) 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びその奨励を行うこと。
- (5) 他の図書館等と緊密に連絡し、協力し、及び図書館資料の相互貸借を行うこと。
- (6) 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。
- (7) 読書団体と協力し、団体活動を促進すること。
- (8) 障がい者奉仕に関すること。
- (9) 分館を運営すること(新座市立中央図書館に限る。)
- (10) 前各号に掲げるもののほか、図書館の目的達成のため必要な事業

(平 30 条例 21・追加)

(管理)

第 4 条 図書館並びに新座市立中央公民館図書室、新座市立栗原公民館図書室、新座市立大和田公民館図書室、新座市西堀・新堀コミュニティセンター図書室及び新座団地図書室(以下「分館」という。)は、新座市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が管理する。

2 福祉の里図書館及び分館の管理は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることができる。

(平 30 条例 21・追加)

(指定管理者が行う業務)

第 5 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

(1) 第 3 条各号に掲げる事業のうち教育委員会が定めるものに関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、福祉の里図書館及び分館の管理に関し教育委員会が必要と認める業務に関すること。

(平 30 条例 21・追加)

(職員)

第 6 条 図書館に、館長その他の必要な職員を置く。ただし、第 4 条第 2 項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における福祉の里図書館については、この限りでない。

(平 30 条例 21・追加)

(図書館の利用時間等)

第 7 条 図書館の利用に供さない日及び利用時間は、次のとおりとする。

名称	利用に供さない日	利用時間
新座市立中央図書館	(1) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日 (2) 月曜日(この日が休日(国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)第 3 条に規定する休日をいう。以下同じ。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日) (3) 図書館資料整理日(第 4 木曜日とする。) (4) 図書館資料特別整理日(年 15 日以内で教育委員会が定める日をいう。以下この表において同じ。) (5) 図書館資料特別整理日	午前 9 時 30 分から午後 6 時まで
福祉の里図書館	(1) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日 (2) 祝日(国民の祝日に関する法律第 2 条に規定する国民の祝日をいう。)(同条に規定することもの日及び敬老の日を除く。) (3) 月曜日(この日が前号に掲げる日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い同号に掲げる日でない日) (4) 図書館資料特別整理日	午前 9 時 30 分から午後 6 時まで

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会(第 4 条第 2 項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、指定管理者)(以下「管理者」という。)が特に必要と認めるときは、図書館の利用に供さない日及び利用時間を変更し、又は臨時に定めることができる。この場合において、指定管理者は、教育委員会の承認を得なければならない。

(平 30 条例 21・追加、令 2 条例 59・一部改正)

(分館の利用時間等)

第8条 分館の利用に供する日及び利用時間は、次のとおりとする。

名称	利用に供する日	利用時間
新座市立中央公民館図書室	火曜日及び木曜日(12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。)	午前10時から午後5時まで(自動貸出機による図書館資料の貸出しは、各分館が所在する公民館又はコミュニティセンターの開館日の午前9時30分から午後9時(日曜日及び休日にあつては、午後5時まで))
新座市立栗原公民館図書室	水曜日及び土曜日(12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。)	
新座市立大和田公民館図書室	火曜日及び金曜日(12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。)	
新座市西堀・新堀コミュニティセンター図書室	木曜日及び日曜日(12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。)	
新座団地図書室	水曜日及び金曜日(12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。)	

2 前項に定めるもののほか、次条第2号に規定する団体が分館で図書館資料の貸出しを受けることができる日及び時間は、管理者が別に定める。

3 第1項の規定にかかわらず、管理者が特に必要と認めるときは、分館の利用に供する日及び利用時間を変更し、又は臨時に定めることができる。この場合において、指定管理者は、教育委員会の承認を得なければならない。

(平30条例21・追加、令2条例59・一部改正)

(貸出しの対象)

第9条 図書館資料の貸出しを受けることができるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認めるもの

(平30条例21・追加)

(貸出し登録)

第10条 図書館資料の貸出しを受けようとするものは、教育委員会の登録を受けなければならない。

(平30条例21・追加)

(利用の禁止)

第11条 管理者は、他の利用者に迷惑を及ぼすおそれがあると思われるものその他利用させることが不適当と認められるものに対しては、図書館及び分館の利用を禁止することができる。

(平30条例21・追加)

(損害の弁償)

第12条 利用者は、図書館資料又は設備若しくは器具を破損し、汚損し、又は紛失した場合は、速やかに教育委員会に届け出なければならない。この場合において、教育委員会は、状況により現品又は相当の代価をもって損害の弁償をさせることができる。

(平30条例21・追加)

(図書館協議会)

第13条 法第14条第1項の規定に基づき、新座市立図書館協議会を置く。

2 新座市立図書館協議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者

3 委員の定数は、10人とする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、教育委員会は、委員に特別の事情があると認めたときは、任期中であってもこれを解任することができる。

5 委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平24条例11・一部改正、平30条例21・旧第3条繰下・一部改正)

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(平24条例11・一部改正、平30条例21・旧第4条繰下)

附 則

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(平成5年条例第19号)

この条例は、平成5年7月1日から施行する。

附 則(平成22年条例第3号)

この条例は、平成22年6月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第11号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成30年条例第21号)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

2 指定管理者の指定に係る手続その他必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則(令和2年条例第59号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

○新座市立図書館規則

昭和54年3月28日

教委規則第1号

注 昭和58年10月から改正経過を注記した。

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 図書館奉仕

第1節 貸出し(第2条—第5条)

第2節 会議室の利用(第6条—第9条)

第3節 図書館資料の複写(第10条・第11条)

第3章 図書館資料の受贈及び受託(第12条・第13条)

第4章 図書館協議会(第14条—第17条)

第5章 組織(第18条—第21条)

第6章 補則(第22条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第33条第1項及び新座市立図書館条例(昭和54年新座市条例第2号。以下「条例」という。)の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平31教委規則1・一部改正)

第2章 図書館奉仕

第1節 貸出し

(平 31 教委規則 1・旧第 2 節繰上・改称)

(貸出し登録の申請等)

第 2 条 条例第 10 条の規定による登録を受けようとするものは、条例第 9 条各号のいずれかに該当するものであることを証明する書類を提示し、新座市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請があつた場合において、条例第 10 条の規定による登録を認めるときは、個人又は団体の区分により、貸出券を交付するものとする。

(平 31 教委規則 1・追加)

(貸出券)

第 3 条 図書館資料(条例第 3 条第 1 号に規定する図書館資料をいう。以下同じ。)の貸出しを受けようとするときは、貸出券を提示しなければならない。

2 貸出券は、他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は不正に使用してはならない。

3 貸出券を紛失したとき、又は前条第 1 項の規定による申請の内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

4 貸出券が登録者以外の者によつて使用され、損害が生じた場合は、登録者本人が責任を負うものとする。

(昭 61 教委規則 2・一部改正、平 31 教委規則 1・旧第 8 条繰上・一部改正)

(貸出数量及び期間)

第 4 条 貸出しを受けることができる図書館資料の数量及び期間は、次のとおりとする。ただし、新座市立中央図書館長(以下「中央図書館長」という。)が特に必要と認めた場合は、数量及び期間を超えて貸し出すことができる。

区分	図書館資料名	貸出数量	貸出期間
個人	図書	20 冊以内	14 日以内
	定期刊行物	3 冊以内	14 日以内
	紙芝居	3 組以内	14 日以内
	視聴覚資料	レコード	14 日以内
		カセットテープ	
		ビデオテープ	
		コンパクトディスク	
団体	図書	100 冊以内	3 か月以内
	紙芝居	20 組以内	3 か月以内

2 中央図書館長は、貸出しが不適当と認めた図書館資料については、貸出しを禁止することができる。

(平 5 教委規則 4・平 10 教委規則 5・一部改正、平 31 教委規則 1・旧第 9 条繰上・一部改正)

(図書館資料の利用停止)

第 5 条 図書館資料を貸出期間内に返納しなかつた者に対し、中央図書館長は、状況により図書館資料の利用を一定期間停止することができる。

(平 31 教委規則 1・旧第 10 条繰上・一部改正)

第 2 節 会議室の利用

(平 31 教委規則 1・旧第 4 節繰上)

(利用の対象)

第 6 条 会議室を利用できるものは、団体(条例第 9 条第 2 号に規定する団体をいう。以下同じ。)とし、利用の目的が条例第 3 条に規定する事業に合致しているものとする。

(平 31 教委規則 1・旧第 15 条繰上・一部改正)

(利用手続)

第 7 条 会議室を利用しようとする団体は、会議室利用申請書を提出し、館長(条例第 4 条第 2 項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、指定管理者)(以下次条から第

10 条までにおいて同じ。)の許可を受けなければならない。

(昭 61 教委規則 2・一部改正、平 31 教委規則 1・旧第 16 条繰上・一部改正)

(利用の制限)

第 8 条 館長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合には、会議室の利用を許可しない。

(1) 風俗を害し、又は秩序を乱すおそれがあるとき。

(2) 営利を目的とするとき。

(3) その他管理上支障があるとき。

(平 31 教委規則 1・旧第 17 条繰上・一部改正)

(利用許可の取消し等)

第 9 条 館長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、会議室の利用許可を変更し、停止し、又は取り消すことができる。

(1) 利用者がこの規則に違反したとき。

(2) 災害その他の事故により会議室の利用ができなくなつたとき。

(3) 館長が図書館運営上特に必要があると認めたとき。

(平 31 教委規則 1・旧第 18 条繰上・一部改正)

第 3 節 図書館資料の複写

(平 31 教委規則 1・旧第 5 節繰上)

(複写の申込みと手続と制限)

第 10 条 図書館資料の複写を依頼しようとする者は、図書館資料複写申込書により館長の許可を受けなければならない。

2 館長は、前項の複写が不適当と認めた場合は、これを許可しないことができる。

3 図書館資料の複写について、著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)に規定する責任は、当該複写を依頼した者が負わなければならない。

(昭 61 教委規則 2・一部改正、平 31 教委規則 1・旧第 19 条繰上)

(複写の費用)

第 11 条 前条の複写の費用は、実費とする。

(平 31 教委規則 1・旧第 20 条繰上)

第 3 章 図書館資料の受贈及び受託

(図書館資料の受贈)

第 12 条 図書館は、図書館資料の寄贈を受けた場合は、他の図書館資料と同様の取扱いをするものとする。

(平 18 教委規則 4・旧第 30 条繰上、平 31 教委規則 1・旧第 24 条繰上)

(図書館資料の受託)

第 13 条 図書館は、図書館資料の委託を受けることができる。

2 委託された図書館資料は、他の図書館資料と同様の取扱いをする。

3 図書館は、委託された図書館資料の亡失、破損について、その責を負わない。

(平 18 教委規則 4・旧第 31 条繰上、平 31 教委規則 1・旧第 25 条繰上)

第 4 章 図書館協議会

(委員長・副委員長)

第 14 条 新座市立図書館協議会(以下「協議会」という。)に、委員長、副委員長を置き、委員の互選とする。

2 委員長、副委員長の任期は、2 年とする。

(平 18 教委規則 4・旧第 32 条繰上、平 31 教委規則 1・旧第 26 条繰上)

(職務権限及びその代行)

第 15 条 委員長は、協議会を代表し、協議会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(平 18 教委規則 4・旧第 33 条繰上、平 31 教委規則 1・旧第 27 条繰上)

(会議)

第16条 会議は、中央図書館長が招集する。

2 会議は、半数以上の委員が出席しなければ、開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(平18教委規則4・旧第34条繰上、平31教委規則1・旧第28条繰上・一部改正)

(庶務)

第17条 協議会の庶務は、新座市立中央図書館において処理する。

(平18教委規則4・旧第35条繰上、平31教委規則1・旧第29条繰上)

第5章 組織

(職及び職務)

第18条 条例第6条に規定するその他必要な職員は、司書及び主事とする。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて参与、副館長、館付、専門員、係長、主査、主任司書、主任又は主事補を置くことができる。

3 参与は、上司の命を受け、図書館の重要な施策に係る政策の調整、推進及び進行管理を処理し、関係職員を指揮監督する。

4 館長は、上司の命を受け、図書館の事務を統括し、所属職員を指揮監督する。

5 副館長は、館長を助け、図書館の事務を調整し、職員の担任する事務を監督する。

6 館付は、上司の命を受け、専門的事務に従事する。

7 専門員は、上司の命を受け、指定された事項を調査研究し、処理する。

8 係長は、上司の命を受け、係の事務又は館長が定める事務を掌理し、その事務を処理するため、所属職員を指揮監督する。

9 主査は、上司の命を受け、図書館の所掌する事務のうち指定された事項を処理する。

10 主任司書は、上司の命を受け、担当職員を指揮し、専門的事務に従事する。

11 主任は、上司の命を受け、経験を必要とする事務に従事する。

12 司書は、上司の命を受け、専門的事務に従事する。

(平7教委規則4・全改、平8教委規則2・旧第37条繰上・一部改正、平11教委規則3・平11教委規則6・平16教委規則5・平18教委規則1・一部改正、平18教委規則4・旧第36条繰上、平31教委規則1・旧第30条繰上・一部改正)

(事務分掌)

第19条 図書館(条例第4条第2項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における福祉の里図書館を除く。)の事務分掌は、次のとおりとする。

新座市立中央図書館

奉仕係

(1) 図書館施設の維持管理に関すること。

(2) 職員の服務に関すること。

(3) 所管に係る公印の使用及び管理に関すること。

(4) 資料の選定、収集、整理及び保存に関すること。

(5) 資料の修理、製本及び廃棄に関すること。

(6) 資料の利用、貸出及び返却に関すること。

(7) 読書案内及び調査研究の援助に関すること。

(8) 分館の運営に関すること。

(9) 児童奉仕に関すること。

(10) 障がい者奉仕に関すること。

(11) 他の図書館等との相互協力に関すること。

(12) 奉仕計画の立案に関すること。

(13) その他図書館奉仕に関すること。

(14) 協議会に関すること。

(15) 館内の庶務に関すること。

福祉の里図書館

奉仕係

(1) 館内施設の維持管理に関すること。

(2) 所管に係る公印の使用及び管理に関すること。

(3) 図書館奉仕に関すること。

(4) 館内の庶務に関すること。

(平16教委規則5・全改、平17教委規則7・一部改正、平18教委規則4・旧第37条繰上・一部改正、平31教委規則1・旧第31条繰上・一部改正)

(館長の専決事項)

第20条 館長の専決事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例の場合は除く。

(1) 公印の管理に関すること。

(2) 図書館資料の収集に関すること。

(3) 図書館の器材、備品の管理に関すること。

(4) 関係機関及び団体との連絡に関すること。

(5) 所属職員の6日以内の休暇、欠勤に関すること。

(6) 所属職員の宿泊を要しない出張(研修に関する出張を除く。)を命令すること。

(7) 所属職員の時間外勤務命令をすること。

(8) 図書館資料の督促をすること。

2 前項に定めるもののほか、中央図書館長の専決事項は、新座市教育委員会教育長の権限に属する事務の決裁規程(平成元年新座市教育委員会教育長訓令第1号)別表第1に定める課長の専決事項とする。

(平元教委規則5・平5教委規則4・一部改正、平8教委規則2・旧第39条繰上、平18教委規則4・旧第38条繰上、平31教委規則1・旧第32条繰上)

(代決)

第21条 館長が不在のときは、副館長が、副館長を置かない場合には、館長があらかじめ指定する職員がこれを代決する。

(平5教委規則4・一部改正、平8教委規則2・旧第40条繰上、平18教委規則4・旧第39条繰上、平31教委規則1・旧第33条繰上)

第6章 補則

(委任)

第22条 この規則に定めるもののほか、様式の作成その他の必要な事項は、教育長が別に定める。

(昭58教委規則5・旧第42条繰上、昭61教委規則2・一部改正、平8教委規則2・旧第41条繰上、平18教委規則4・旧第40条繰上、平31教委規則1・旧第34条繰上・一部改正)

附 則

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和55年教委規則第10号)

この規則は、昭和55年8月1日から施行する。

附 則(昭和56年教委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年教委規則第7号)

この規則は、昭和57年8月1日から施行する。

附 則(昭和58年教委規則第2号)

この規則は、昭和58年5月10日から施行する。

附 則(昭和58年教委規則第5号)

この規則は、昭和58年10月1日から施行する。

附 則(昭和59年教委規則第1号)

この規則は、昭和59年5月1日から施行する。

附 則(昭和60年教委規則第6号)

この規則は、昭和60年11月1日から施行する。

附 則(昭和61年教委規則第2号)

この規則は、昭和61年5月10日から施行する。

附 則(昭和 61 年教委規則第 6 号)
この規則は、昭和 61 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 62 年教委規則第 4 号)
この規則は、昭和 62 年 5 月 12 日から施行する。

附 則(昭和 63 年教委規則第 6 号)
この規則は、昭和 63 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成元年教委規則第 5 号)
この規則は、平成元年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 3 年教委規則第 2 号)
この規則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 5 年教委規則第 4 号)
この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条の表の改正規定中新座市立中央図書館に関する部分の規定は同年 6 月 1 日から、同表の改正規定中福祉の里図書館に関する部分の規定、第 39 条及び第 40 条の改正規定は同年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 5 年教委規則第 10 号)
この規則は、平成 5 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 7 年教委規則第 4 号)
この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 8 年教委規則第 2 号)
この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 8 年教委規則第 6 号)
この規則は、平成 8 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年教委規則第 1 号)
この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年教委規則第 1 号)
この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年教委規則第 5 号)
この規則は、平成 10 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年教委規則第 1 号)
この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年教委規則第 3 号)
この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年教委規則第 6 号)抄
(施行期日)
1 この規則は、平成 11 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年教委規則第 5 号)
この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年教委規則第 13 号)
この規則は、平成 14 年 2 月 1 日から施行する。ただし、第 21 条及び第 23 条第 1 項の改正規定は、同年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年教委規則第 4 号)
この規則は、平成 16 年 1 月 4 日から施行する。ただし、第 23 条の改正規定は、平成 16 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年教委規則第 5 号)抄
(施行期日)
1 この規則は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年教委規則第 7 号)
この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 23 条第 1 項の改正規定は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年教委規則第 1 号)
この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年教委規則第 4 号)
この規則は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 21 条及び第 23 条第 1 項の表の改正規定は、同年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年教委規則第 5 号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 27 年教委規則第 10 号)
この規則は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年教委規則第 2 号)
この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 13 条第 1 項の改正規定は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年教委規則第 1 号)
この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年教委規則第 5 号)
この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

○新座市立視聴覚ライブラリー条例

昭和 56 年 6 月 29 日
条例第 10 号

(設置)

第 1 条 この条例は、新座市の学校教育及び社会教育における視聴覚教育の振興を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 30 条の規定に基づき、新座市立視聴覚ライブラリー(以下「視聴覚ライブラリー」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 視聴覚ライブラリーの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
新座市立視聴覚ライブラリー	新座市野火止一丁目 1 番 2 号 新座市立中央図書館内

(事業)

第 3 条 視聴覚ライブラリーは、学校教育及び社会教育の教育方法の改善を図るため次に掲げる事業を行う。

- (1) 学校、社会教育施設等に対し視聴覚資料・機材を供給すること。
- (2) 視聴覚資料・機材の利用に関する解説資料等を作成し、及び配布すること。
- (3) 視聴覚資料・機材の利用に関する研修及び指導を行うこと。
- (4) 映写会、展示会等を行うこと。
- (5) 他の関係機関、団体等と緊密に連絡し、協力すること。
- (6) 前各号に定めるもののほか、視聴覚ライブラリーの目的達成のため必要な事業

(職員)

第 4 条 視聴覚ライブラリーに、館長、事務職員その他必要な職員を置く。

(委任)

第 5 条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、新座市教育委員会規則で定める。

(平 8 条例 9・旧第 6 条繰上)

附 則

この条例は、昭和 56 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 8 年条例第 9 号)

この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

○新座市立視聴覚ライブラリー規則

昭和 56 年 6 月 30 日
教委規則第 4 号

注 昭和 58 年 10 月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 33 条第 1 項及び新座市立視聴覚ライブラリー条例(昭和 56 年新座市条例第 10 号)第 5 条の規定に基づき、新座市立視聴覚ライブラリー(以下「視聴覚ライブラリー」という。)の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

(平 11 教委規則 6・一部改正)

(職員)

第2条 視聴覚ライブラリーに、館長を置く。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて副館長、専門員、係長、主査、主任司書、主任、司書その他必要な職員を置くことができる。

(昭61教委規則7・全改、平3教委規則3・平8教委規則3・平11教委規則6・平16教委規則5・一部改正)

(職務)

第3条 館長は、上司の命を受け、視聴覚ライブラリーの事務を統括し、所属職員を指揮監督する。

2 副館長は、館長を助け、視聴覚ライブラリーの事務を調整し、職員の担任する事務を監督する。

3 専門員は、上司の命を受け、指定された事項を調査研究し、処理する。

4 係長は、上司の命を受け、係の事務又は館長が定める事務を掌理し、その事務を処理するため、所属職員を指揮監督する。

5 主査は、上司の命を受け、担任する事務を掌理し、その事務を処理する。

6 主任は、主査を助け、経験を必要とする事務に従事する。

7 主任司書は、上司の命を受け、司書を指揮し、専門的事務に従事する。

8 司書は、上司の命を受け、専門的事務に従事する。

(昭61教委規則7・平3教委規則3・平8教委規則3・平11教委規則6・平16教委規則5・一部改正)

(所掌事務)

第4条 視聴覚ライブラリーの所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 視聴覚ライブラリーの運営に関すること。

(2) 職員の服務に関すること。

(3) 視聴覚資料・機材に関すること。

(4) 所管に係る公印の使用及び管理に関すること。

(5) 館内の庶務に関すること。

(貸出しの対象)

第5条 視聴覚資料・機材の貸出しを受けることができるものは、市内の学校、社会教育施設、事業所、機関又は団体(以下「団体等」という。)で貸出券の交付を受けたものとする。

2 前項に規定する団体等以外の者に対し、館長が特に必要と認めた場合は、貸出券を交付することができる。

(平5教委規則5・一部改正)

(貸出券)

第6条 貸出券は、所在を証明する書類を提示し、貸出登録申請書を提出した団体等に交付する。

2 貸出券は、他の団体等に譲渡し、若しくは貸与し、又は不正に使用してはならない。

3 貸出券を紛失したとき又はその所在若しくは名称を変更したときは、団体等は、速やかに館長に届け出なければならない。

4 貸出券が登録団体等以外のものによつて使用され、損害が生じた場合は、当該登録団体等が責任を負うものとする。

5 前各項に定める規定は、前条第2項に規定する者に対して交付する貸出券について準用する。

(貸出数量及び期間)

第7条 貸出しを受けることができる視聴覚資料・機材の数量及び期間は、次のとおりとする。ただし、館長が特に必要と認めた場合は、数量及び期間を超えて貸し出すことができる。

視聴覚資料、機材名	貸出数量	貸出期間
映画フィルム	3本(組)以内	3日以内
録画テープ	3本(組)以内	3日以内
映写機材一式	一式	3日以内

ビデオ機材一式	一式	7日以内
その他の資料及び機材	館長指定	館長指定

(利用の制限)

第8条 館長は、次の各号の一に該当する場合は、視聴覚資料・機材の利用を許可しない。

(1) 専ら営利を目的とするとき。

(2) その他館長が不適当と認めたとき。

(損害の弁償)

第9条 団体等又は第5条第2項に規定する者(以下「利用者」という。))が、故意又は重大な過失により、その利用した視聴覚資料・機材に損害を与えたときは、館長は、当該利用者に損害の実費を弁償させることができる。

(館長の専決事項)

第10条 館長が専決できる事項は、新座市教育委員会教育長の権限に属する事務の決裁規程(平成元年新座市教育委員会教育長訓令第1号)別表第1に定める課長の専決事項のほか、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 公印の管理に関すること。

(2) 視聴覚資料・機材の収集及び管理に関すること。

(3) 関係機関及び団体との連絡に関すること。

(平元教委規則5・平5教委規則5・一部改正)

(準用)

第11条 視聴覚ライブラリーの休館日及び利用期間については、新座市立図書館条例(昭和54年新座市条例第2号)第7条第1項の表新座市立中央図書館の項及び同条第2項の規定を準用する。

(昭58教委規則5・旧第16条繰上、平5教委規則5・一部改正、平8教委規則3・旧第15条繰上、令元教委規則3・一部改正)

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長の承認を得て、館長が別に定める。

(昭58教委規則5・旧第17条繰上、平8教委規則3・旧第16条繰上)

附 則

この規則は、昭和56年7月1日から施行する。

附 則(昭和57年教委規則第7号)

この規則は、昭和57年8月1日から施行する。

附 則(昭和58年教委規則第5号)

この規則は、昭和58年10月1日から施行する。

附 則(昭和61年教委規則第7号)

この規則は、昭和61年11月1日から施行する。

附 則(平成元年教委規則第5号)

この規則は、平成元年8月1日から施行する。

附 則(平成3年教委規則第3号)

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成5年教委規則第5号)

この規則は、平成5年6月1日から施行する。

附 則(平成8年教委規則第3号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成11年教委規則第6号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成11年10月1日から施行する。

附 則(平成16年教委規則第5号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(令和元年教委規則第3号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

○新座市立図書館資料収集方針

新座市立図書館は、「図書館法」及び「新座市立図書館条例」に定められた事業を適正に運営し、資料の収集において「図書館の自由に関する宣言」をふまえ、市民の知的自由を保障し、地域の実情に応じた運営に努める。

特に、様々な市民の利用に供しうるサービスの充実や児童、青少年に対するサービスに努めることを目的とし、この基本方針に基づき、図書館資料の収集に努める。

- (1) 図書館は、資料の収集において、市民の知る自由を保障する機関として、市民の資料要求に公正かつ自由に広い視野に立つて資料の収集に努める。
 - (2) 資料の収集は、公共図書館としての役割を果たすため、一般教養、調査研究及び実用、娯楽等市民生活に役立つ資料とし、図書、逐次刊行物、視聴覚資料及び各種メディア資料等多様な形態の資料を収集する。
 - (3) 資料の選択及び収集においては、思想、宗教、政治にとらわれず、自由、公正の立場から圧力や干渉に左右されず、中立であり、次の点に留意して収集する。
 - ① 多様な対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
 - ② 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著者を排除することはしない。
 - ③ 図書館員の個人的な関心や好みによって選択しない。
 - ④ 個人、組織、団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制したりはしない。
 - ⑤ 寄贈資料の受入れにあたっては同様とする。
 - (4) 資料の範囲は、各分野にわたり幅広く収集し、基本的な資料を優先的に収集していくが、専門的資料についても考慮して収集する。
 - (5) 全ての図書館資料は、市民の多様な情報や資料の要求に応えるために収集し、原則として、市民の自由な利用に供するものとする。
 - (6) 図書館は、将来にわたる利用に備えるため、資料の保存につとめる。
 - (7) 蔵書構成は、利用状況、利用要求をつねに考慮し、特定の資料に偏向しないように留意して収集する。
 - (8) 新座市に関する資料は、網羅的に収集する。
 - (9) 学習参考書及び漫画は、基本的に収集しない。
- 附 則
この収集方針は、平成7年8月1日から施行する。
- 附 則
この収集方針は、平成31年4月1日から施行する。

○新座市立図書館地域資料収集方針

(趣旨)

第1条 この方針は、新座市立図書館資料収集方針が定める資料のうち、新座市に関する資料（以下「地域資料」という。）の収集及び保存に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 新座市立図書館では、新座市に関するあらゆる形態の資料を「地域資料」として扱うものとする。

(収集範囲)

第3条 図書館は次に掲げる資料について積極的に収集するものとする。

- (1) 新座市に関する内容の資料
- (2) 埼玉県及び近隣市町村（東京都内も含む。）に関する資料で基本的なもの及び新座市に関係が深い資料
- (3) 著作者が新座市の出身者、在住者、団体等の資料及び当該著作者の記述がある資料

(4) 新座市に関する逐次刊行物

(収集対象)

第4条 収集する資料は、刊行物を主とし、必要に応じて録音資料、映像資料、電子資料等を収集するものとする。

(収集方法)

第5条 図書館は、次に掲げる方法により資料を収集するものとする。

(1) 市販される資料は極力購入に努めるものとする。

(2) 新座市の行政機関・教育機関が発行した資料は、各機関に対し発行後速やかに寄贈を依頼するものとする。また、図書館としても積極的に収集に努めるものとする。

(3) 市民及び団体からの寄贈資料についても積極的に収集するものとする。収集できない資料は著作権法等に配慮した上で、可能であれば複写により収集するものとする。

(収集部数)

第6条 新座市の発行物は可能な限り2部以上収集するものとする。

(貸出用資料と館内用資料の扱い)

第7条 図書館は、貸出できる資料を増やすよう努めるものとする。

2 本館においては館内用資料を充実させ、詳細な調査への対応を行うものとする。

(保存)

第8条 新座市に関する資料は複本を除き、原則として除籍しないものとする。

(電子化)

第9条 新座市に関する資料や情報のデジタル化を促進し、積極的に情報発信していくこととする。資料のデジタル化及び公開に当たっては、生涯学習スポーツ課による「文化財デジタル化推進事業」（平成27年1月20日教育長決裁）に則り実施するものとする。

(委任)

第10条 この地域資料収集方針に定めるもののほか、必要な事項はその都度中央図書館長が定める。

付 則

この収集方針は、令和3年4月1日から施行する。

○新座市立図書館資料除籍基準

(目的)

第1条 この基準は、新座市立図書館が所蔵する資料を適切に管理し、常に新鮮で調和のとれた蔵書の更新を図るため、資料の除籍について必要な事項を定めることを目的とする。

(除籍対象資料)

第2条 除籍対象資料は、次のとおりとする。

(1) 破損・汚損が著しく、補修不能のもの。

(2) 利用価値が、著しく低下したもの。

① 改正版が出版され、利用価値を失ったもの。

② 時間の経過により、利用価値を失ったもの。

③ その他の事由により、利用価値が著しく低下したもの。

(3) 1部2冊以上のもので欠本があり、補充の必要を認めないもの。

(4) 3年以上経過して、なお回収不能なもの。

(5) 災害や事故により、回収不能なもの。

(6) その他、館長が必要と認めたもの。

(適用除外)

第3条 次のものは、原則として除籍の対象から除外する。

(1) 地域資料

(2) 参考資料

(3) HS資料

(4) 特別コレクション

(5) 絶版等で買い替えができないもの。

(6) その他、館長が必要と認めたもの。

(除籍手続)

第4条 除籍手続は、「新座市財産規則」(昭和46年3月規則第12号)による。

(その他)

第5条 この除籍基準に定めるほか、必要な事項は、その都度定める。

附 則

この基準は、平成7年8月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成10年8月1日から施行する。

○朝霞地区四市公立図書館相互利用事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、朝霞市、志木市、和光市及び新座市(以下「四市」という。)の公立図書館(図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第2項に規定する公立図書館をいい、以下「図書館」という。)の広域利用に関し必要な事項を定め、相互の利用を行うことにより、市民の自主的な学習の場を拡大し、文化、教養の向上に寄与することを目的とする。

(事業の名称)

第2条 この事業は、「朝霞地区四市公立図書館相互利用事業」と称する。

(利用者の範囲)

第3条 この事業を利用できる者は、朝霞市の利用カード、志木市の利用者カード、和光市の図書利用券又は新座市の貸出券の交付を受けた者とする。

(利用資料の範囲)

第4条 利用できる資料は、図書館法第3条第1号に規定する図書館資料とし、個人貸出しに限る。

(利用の方法)

第5条 図書館は、四市の市民等の利用について、当該図書館の属する市の条例、規則等の定めにより扱うものとする。

(会議)

第6条 この事業の円滑な運営を図るため、必要に応じ、朝霞地区四市図書館連絡会を開催し、協議する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、四市の図書館長が協議して定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

2 朝霞地区四市公立図書館相互利用(試行)実施要綱(平成5年2月1日施行)は、廃止する。

○朝霞地区四市公立図書館相互利用事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、朝霞地区四市公立図書館相互利用事業実施要綱に基づき、必要な事項を定め、四市の市民に対し均一的なサービスを図ることを目的とする。

(登録方法)

第2条 利用者の登録に当たっては、四市に居住する者等であることを確認する。確認の方法は、資料を貸し出す四市の公立図書館(以下「貸出館」という。)の定めによるものとする。

(貸出資料の範囲)

第3条 貸出資料の範囲は、制限しないものとする。ただし、利用に制限のあるものについては、貸出館の定めによるものとする。

(貸出資料の数量及び期間)

第4条 貸出資料の数量及び期間は、貸出館の定めによるものとする。

(貸出資料の返却)

第5条 貸出資料の返却は、利用者が借り受けた図書館に返却するものとする。

(リクエストサービス)

第6条 資料のリクエストは、原則として受け付ける。ただし、リクエストの処理については、貸出館の定めによるものとする。

(督促業務)

第7条 延滞資料の督促は、貸出館が行う。ただし、当該延滞資料が返却されない場合は、当該市民が居住する市の図書館は、積極的に協力して、督促業務が円滑に行われるよう努めるものとする。

(損害賠償)

第8条 利用者は、借り受けた資料を故意又は過失により、その資料を亡失し、汚損し、又は破損した場合は、貸出館の定めるところにより、損害を賠償しなければならない。

(情報交換)

第9条 相互利用に基づく登録状況については、必要に応じて情報交換を行うものとする。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、四市の図書館長が協議して定めるものとする。

附 則

1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

2 朝霞地区四市公立図書館相互利用(試行)実施要領(平成5年2月1日施行)は、廃止する。



令和 6 年度 図書館要覧

令和 6 年 9 月発行

編集・発行 新座市立中央図書館

〒352-0011

新座市野火止一丁目 1 番 2 号

電話 048-481-1115